

龍 々 崎 市 地 域 防 災 計 画

(地震災害対策計画編) 資料編

令和 7 年 3 月

龍々崎市防災会議

目 次

1-2-1	地震災害の歴史.....	1
1-3-1	地震被害想定調査（平成 30 年度茨城県実施）による被害想定.....	5
	第 1 被害想定的基本的な考え方	5
	第 2 龍ヶ崎市の被害想定結果.....	10
1-3-2	東日本大震災時における龍ヶ崎市の被害状況.....	11
	第 1 地震の概要	11
	第 2 被害状況.....	11
2-1-1	市が締結している災害協定一覧	12
2-1-2	防災行政無線固定系拡声子局所在地一覧（令和 4 年 4 月 1 日現在）	15
2-1-3	M C A 無線機一覧表.....	18
2-2-1	防災対策拠点地区の整備	20
2-2-2	指定緊急避難場所位置図	22
2-3-1	ヘリコプター離着陸場候補地	24
2-3-2	指定避難所一覧（地震災害時）	25
2-3-3	龍ヶ崎市公共施設の井戸及び飲料水兼用防火水槽所在	27
3-1-1	災害時職員配備計画兼動員状況報告書.....	29
3-1-2	東海地震の警報宣言発令に伴う対応措置計画.....	30
	第 1 章 総則	31
	第 2 章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	34
	第 3 章 警戒宣言発令時の対応措置	37
3-1-3	災害対策本部備品一覧・本部室配置例概要図.....	44
3-2-2	気象庁震度階級関連解説表.....	47
3-2-3	被害報告関係（様式）	51
3-2-4	被害の分類 認定基準	63
3-2-5	広報の例文	65
3-3-1	緊急に災害派遣を必要とする場合の連絡先	67
3-3-2	自衛隊災害派遣要請・撤収（様式）	68
3-3-3	相互応援協定書等一覧.....	70
3-4-1	配車計画簿	72
3-4-2	緊急通行車両確認証明書	73
3-5-1	避難所関係様式.....	74
3-6-1	「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」早見表.....	76
3-7-1	行方不明関係様式	79
4-1-1	義援金品関係様式	82
4-1-2	り災証明様式関係	85
4-1-3	災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金.....	88
4-1-4	『生活福祉資金貸付種類等一覧』	89
4-1-5	被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書	91
4-1-6	激甚災害基準	92
4-1-7	激甚法により財政援助等を受ける事業.....	96
5-1-1	関連する計画・マニュアル	97

1-2-1 地震災害の歴史

過去に茨城県で被害が生じた地震は次のとおり

[明治以前の地震]

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被 害 概 要
西暦	日本暦	北緯	東経		
799. 9. 18	延暦 18. 8. 11				常陸国鹿島・那珂・久慈・多賀の 4 郡に津波、早朝より夕刻まで約 15 回。波は平常の汀線より 1 町（約 110m）の内陸に達し、平常の汀線より 20 余町（約 2. 2 k m）の沖まで水が引いた。
818	弘仁 9. 7. ー	36. 0 ～ 37. 0		$M \geq 7. 5$	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里。百姓の圧死者多数。
1420. 9. 7	応永 27. 7. 20				常陸多賀郡の河原子および相賀に津波寄すること 4 時間に 9 回。地震記事なし。
1677. 11. 4	延宝 5. 10. 9	35. 5	142. 0	$M \approx 8. 0$	上旬より地震しばしばあり。磐城から房総にかけて津波襲来。小名浜・中作・薄磯・四倉・江名・豊間などで家流倒約 550（あるいは 487）軒、死・不明 130 余（あるいは 189）。水戸領内で潰家 189、溺死 36、舟破損または流失 353。房総で倒家 233 余、溺死 246 余。奥州岩沼領で流家 490 余、死 123。八丈島や尾張も津波に襲われたという。
1855. 11. 11	安政 2. 10. 2	35. 65	139. 8	$M = 7. 0 \sim 7. 1$	江戸地震。激震地域は江戸の下町で、なかでも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが、土蔵の全きものは一つもなかった。民家の潰も多く 14,346 軒。土蔵潰 1,410。死者は 1 万位。布佐、布川で破損家あり。水戸の下町で瓦落ち蔵大痛、上町でも瓦落ち、土蔵少損、土浦で蔵の潰、大破あり。

最新版 日本被害地震総覧[416]－2001
宇佐美 龍夫著 東京大学出版会より引用

[明治以後の地震]

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被 害 概 要
西暦	日本暦	北緯	東経		
1895. 1. 18	明治 28. 1. 18	36. 1°	140. 4°	7. 2	霞ヶ浦付近の地震。 局部的被害はそれほどないが大きいとはいえないが被災範囲が広い。特に被害の大きかったのは茨城県の鹿島・新治・那珂・行方各郡と水戸で、東京の下町にもかなりの被害があった。
1896. 1. 9	明治 29. 1. 9	36° 30	141° —		鹿島灘の地震。 水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸地方で家屋・土蔵の小破あり。また猪苗代湖でも小被害があった。弱い津波あり（周期 8 分）。
1897. 1. 17	明治 30. 1. 17	36. 2°	139. 9°	5. 6	利根川中流域の地震 利根川流域で障壁に多少の亀裂を生じた。とくに結城郡宗道寺村では、土蔵壁に亀裂が生じた。茨城県南西部で震度大。
1921. 12. 8	大正 10. 12. 8	36. 0°	140. 2°	7. 0	茨城県龍ヶ崎付近の地震。 千葉県印旛沼で土蔵破損数ヶ所。道路に亀裂を生ず。茨城県龍ヶ崎で墓石多く倒れ、田畑・道路に亀裂。また、栃木県芳賀郡で石堀潰れ、河内郡で壁や瓦の落下などがあった。千葉・成田・東京でも微小被害があった。
1922. 5. 9	大正 11. 5. 9	36. 0°	140. 0°	6. 1	茨城県谷田部付近の地震。 土浦で電話線切断 3、館野の高層気象台で壁に亀裂を生ず。
1923. 1. 14	大正 12. 1. 14	36. 1°	139. 9°	6. 1	水海道付近の地震 東京で傷 1、家屋小破数軒。
1923. 9. 1	大正 12. 9. 1	35° 19	139° 08	7. 9	関東大地震。 全潰 128, 266。半潰 126, 233。 焼失 477, 128。津波による流出 868。 死者 99, 331。負傷者 103, 733。 行方不明 43, 476。茨城県の被害は死者 5 名、負傷 40 名、全潰 517、半潰 681。
1930. 6. 1	昭和 5. 6. 1	36° 26	140° 32	6. 5	那珂川下流域の地震。 水戸（煉瓦堀倒る）、久慈（崖くずれ 1、倉庫傾斜 1、煙突倒壊 1）、鉾田（石垣崩る）、石岡（土蔵に亀裂）、真壁・土浦（壁の剥落）、宇都宮（神社の灯籠の頭が落ちた）などの被害があった。

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被 害 概 要
西暦	日本暦	北緯	東経		
1931. 9. 21	昭和 6. 9. 21	36° 10	139° 15	6. 9	埼玉県中部の地震。 笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きい。茨城県の被害は負傷1、非住家全潰2、半潰1、煙突倒壊1。
1938. 5. 23	昭和 13. 5. 23	36° 34 ，	141° 19 ，	7. 0	塩屋崎沖の地震。 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損、壁落、壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突5本折損し、磯原で土蔵の倒壊1。小名浜に震後22分で小津波（全震幅83cm）が押し寄せた。
1938. 9. 22	昭和 13. 9. 22	36° 27	141° 03	6. 5	鹿島灘の地震 水戸は震度5、僅少被害。
1938. 11. 5	昭和 13. 11. 5	36° 56	141° 55	7. 5	福島県東方沖の地震。 福島県で死1、傷9、住家全潰4、半潰29、非住家全潰16、半潰42、その他小崖崩れ、道路の亀裂、鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも、微小被害、津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。
1974. 8. 4	昭和 49. 8. 4	36° 01	139° 55	5. 8	茨城県南西部の地震。 負傷者は埼玉8人、東京9人、千葉・茨城各1人、ショック死東京・茨城で各1名。震央付近で屋根瓦の落ちた家が10数軒あった。
1983. 2. 27	昭和 58. 2. 27	35° 56	140° 09	6. 0	茨城県南部の地震。 傷11人（東京8人、神奈川2人、千葉1人）。藤代・取手・牛久・船橋などでガス管の破損などの被害。藤代町で壁の亀裂、剥落あり。
1987. 12. 17	昭和 62. 12. 17	35° 23	140° 30	6. 7	千葉県東方沖の地震。 銚子、勝浦、千葉で震度5であった。被害のとくに大きかったのは山武郡、長生郡、市原市など。千葉県で死者2人、負傷者144人、住家全壊16、半壊102、一部破損71, 212。茨城県で負傷者4、住家一部損壊1, 259。
2000. 7. 21	平成 12. 7. 21	36° 32	141° 07	6. 4	茨城県沖の地震。 那珂町で住家一部破損2棟、阿見町で断水などの小被害。

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被 害 概 要
西暦	日本暦	北緯	東経		
2004. 10. 6	平成 16. 10. 6	35° 59	140° 05	5. 7	つくば市・関城町で震度 5 弱を記録。人的、物的被害は無し。
2005. 2. 16	平成 17. 2. 16	36° 02	139° 53	5. 3	石岡市・牛久市・つくば市で負傷者各 1 名、土浦市。総和町・利根町・藤代町で軽傷者各 1 名、龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ 10m にわたり倒壊。
2005. 4. 11	平成 17. 4. 11	35° 44	140° 37	6. 1	本県における震度 5 強は震度階級改訂後初観測。人的・物的被害は無し。
2005. 8. 16	平成 17. 8. 16	38° 09	142° 17	7. 2	宮城県沖の地震。 日本原子力研究所東海研究所 (JRR-4) が自動停止。人的・物的被害は無し。
2005. 10. 19	平成 17. 10. 19	36° 23	141° 03	6. 3	鉾田市で軽傷者 1 名、物的被害無し。
2008. 5. 8	平成 20. 5. 8	36° 13	141° 36	7. 0	水戸市で震度 5 弱を記録。常総市で軽傷者 1 名、下妻市で 6 棟、土浦市で 1 棟が住家一部破損。
2008. 7. 5	平成 20. 7. 5	36° 38	141° 57	5. 2	日立市で震度 5 弱を記録。人的・物的被害は無し。
2011. 3. 11	平成 23. 3. 11	岩手県沖から茨城県沖まで南北約 500km、東西約 550km		9. 0	8 市で震度 6 強 21 市町村で震度 6 弱を観測。同日 15:15 に茨城県沖で最大余震 (M7. 7) が発生し、鉾田市で 6 強、神栖市で 6 弱を観測。人的被害：死者 24 名、行方不明者 1 名、重症 33 名、軽傷 674 名。住家被害：全壊 3, 070 棟、半壊 23, 988、一部損壊 173, 624 棟、床上浸水 1, 719 棟、床下浸水 711 棟 (平成 24 年 2 月 3 日現在)。
2014. 9. 16	平成 26. 9. 16	36° 1	139° 9	5. 6	栃木県、群馬県、埼玉県一部で震度 5 弱を記録。負傷者は群馬県で重傷 1 名・軽傷 4 名、埼玉県で重傷 1 名・軽傷 3 名。物的被害は栃木県・群馬県・埼玉県で一部損壊あり。
2016. 12. 28	平成 28. 12. 28	36° 7	140° 6	6. 3	高萩市で震度 6 弱、日立市で震度 5 強を観測したほか、東北地方から中部地方にかけて震度 5 弱～1 を観測した。人的被害：軽傷 2 名。住家被害：一部破損 5 棟

注：1926 年以降の震央の位置・マグニチュードについては気象庁資料による。

被害摘要は 2004 年から消防庁による。

1-3-1 地震被害想定調査（平成 30 年度茨城県実施）による被害想定

第 1 被害想定の基本적인考え方

(1) 地震被害想定調査（平成 30 年度茨城県実施）による被害想定

茨城県では、次の想定条件で県内市町村を対象に被害想定を実施した。

南関東直下を想定した地震

No	想定地震	想定地震についての説明	想定マグニチュード
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	首都直下の M7 クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	Mw7.3
2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)		Mw7.3
3	F 1 断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (F 1 断層)	県北部の活断層による地震の被害	Mw7.1
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 (棚倉破砕帯)		Mw7.0
5	太平洋プレート内の地震（北部） (太平洋プレート（北部）)	プレート内で発生する地震の被害	Mw7.5
6	太平洋プレート内の地震（南部） (太平洋プレート（南部）)		Mw7.5
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	津波による被害	Mw8.4

想定条件

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬 ・ 深夜	・多くの人が自宅ですら寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。
夏 ・ 昼 12 時	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1 日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。
冬 ・ 夕 18 時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

この結果、龍ヶ崎市においては次表に示す被害が想定された。

地震被害想定調査（龍ヶ崎市）

大項目	小項目	条件・定義	単位	対象地震						
				茨城県南部	茨城・埼玉 県境	F1 断層	棚倉 破砕層	太平洋 プレート （北部）	太平洋 プレート （南部）	茨城県沖 ～房総半 島沖
建物被害（全壊）	液状化による被害		棟	680	490	80	80	630	750	760
	揺れによる被害		棟	2,400	1,800	9,700	790	610	800	1,100
	土砂災害による被害		棟	20	10	30	40	10	20	10
	津波による被害		棟							7,400
	地震火災による被害	冬深夜	棟	490	1,200	1,600	110	540	240	250
		夏 12 時	棟	240	220	720	110	240	240	240
		冬 18 時	棟	5,300	1,700	3,500	140	1,100	550	1,400
	建物全壊・消失棟数 計	冬深夜	棟	3,600	3,400	12,000	1,000	1,800	1,800	9,500
		夏 12 時	棟	3,400	2,400	11,000	1,000	1,500	1,800	9,500
		冬 18 時	棟	8,400	3,900	14,000	1,100	2,300	2,100	11,000
人的被害（死者数）	建物倒壊による被害	冬深夜	人	170	130	650	70	70	80	80
		夏 12 時	人	90	70	320	30	30	40	40
		冬 18 時	人	130	100	500	50	50	50	60
	うち屋内収容物	冬深夜	人	40	40	40	20	40	40	30
		夏 12 時	人	20	20	20	10	20	20	10
		冬 18 時	人	30	20	30	10	20	20	20
	土砂災害による被害	冬深夜	人	10	*	10	10	*	10	*
		夏 12 時	人	*	*	10	10	*	*	*
		冬 18 時	人	*	*	10	10	*	*	*
	津波による被害	冬深夜	人							20
		夏 12 時	人							10
		冬 18 時	人							20
	火災による被害	冬深夜	人	10	10	80	*	*	*	*
		夏 12 時	人	*	*	10	*	*	*	*
		冬 18 時	人	10	10	130	*	10	10	10
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	冬深夜	人	*	*	*	*	*	*	*
		夏 12 時	人	*	*	*	*	*	*	*
		冬 18 時	人	10	10	10	*	10	10	10
	死者数 計	冬深夜	人	180	140	730	70	70	80	100
		夏 12 時	人	90	70	330	30	30	40	50
		冬 18 時	人	140	100	630	50	50	60	80

大項目	小項目	条件・定義	単位	対象地震						
				茨城県南部	茨城・埼玉県境	F1 断層	棚倉 破砕層	太平洋プレート (北部)	太平洋プレート (南部)	茨城県沖 ～房総半島沖
人的被害 (負傷者数)	建物倒壊による被害	冬深夜	人	4,400	3,400	4,400	1,300	2,400	2,300	2,300
		夏12時	人	2,700	2,200	3,200	860	1,600	1,600	1,500
		冬18時	人	3,100	2,500	3,400	910	1,700	1,700	1,700
		うち屋内収容物	冬深夜	1,400	1,200	920	500	1,300	1,200	1,100
			夏12時	1,000	930	660	400	970	880	780
			冬18時	970	890	660	380	930	840	750
	土砂災害による被害	冬深夜	人	10	*	10	10	10	10	10
		夏12時	人	*	*	10	10	*	*	*
		冬18時	人	10	*	10	10	*	*	*
	津波による被害	冬深夜	人							10
		夏12時	人							10
		冬18時	人							10
	火災による被害	冬深夜	人	30	60	110	10	40	20	20
		夏12時	人	20	10	50	10	20	20	20
		冬18時	人	270	80	220	10	60	40	80
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	冬深夜	人	*	*	*	*	*	*	*
		夏12時	人	20	10	10	10	20	20	10
		冬18時	人	80	50	50	20	70	70	50
	負傷数 計	冬深夜	人	4,400	3,500	4,500	1,300	2,400	2,400	2,300
		夏12時	人	2,700	2,200	3,300	870	1,600	1,600	1,500
		冬18時	人	3,500	2,600	3,700	940	1,900	1,800	1,800

大項目	小項目		条件・定義	単位	対象地震							
					茨城県南部	茨城・埼玉県境	F1断層	棚倉 破碎層	太平洋プレート (北部)	太平洋プレート (南部)	茨城県沖～房総半島沖	
人的被害 (負傷者数のうち重傷者数)	建物倒壊による被害		冬深夜	人	310	290	810	140	240	240	210	
			夏12時	人	240	230	510	110	190	180	160	
			冬18時	人	230	230	580	110	180	180	160	
		うち屋内収容物	冬深夜	人	250	230	190	100	240	210	190	
			夏12時	人	190	180	130	80	180	160	140	
			冬18時	人	180	170	130	70	170	160	140	
	土砂災害による被害		冬深夜	人	*	*	10	10	*	*	*	
			夏12時	人	*	*	*	*	*	*	*	
			冬18時	人	*	*	10	10	*	*	*	
	津波による被害		冬深夜	人							10	
			夏12時	人							10	
			冬18時	人							10	
	火災による被害		冬深夜	人	10	20	30	10	10	10	10	
			夏12時	人	10	10	20	10	10	10	10	
			冬18時	人	80	20	70	10	20	10	20	
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害		冬深夜	人	*	*	*	*	*	*	*	
			夏12時	人	10	10	10	10	10	10	10	
			冬18時	人	30	20	20	10	30	30	20	
	重症数計		冬深夜	人	320	310	840	150	250	240	220	
			夏12時	人	250	240	520	120	190	190	170	
			冬18時	人	340	270	660	120	220	210	200	
生活支障等	避難者	避難所	冬深夜	人	79,000	69,000	53,000	39,000	72,000	72,000	102,000	
		避難所外		人	53,000	46,000	35,000	26,000	48,000	48,000	64,000	
	避難者計			人	132,000	114,000	88,000	65,000	119,000	120,000	165,000	
	避難者	避難所	夏12時	人	79,000	68,000	52,000	39,000	71,000	72,000	102,000	
		避難所外		人	53,000	45,000	35,000	26,000	48,000	48,000	64,000	
	避難者計			人	132,000	113,000	86,000	65,000	119,000	120,000	165,000	
	避難者	避難所	冬18時	人	85,000	69,000	55,000	39,000	72,000	72,000	103,000	
		避難所外		人	57,000	46,000	37,000	26,000	48,000	48,000	64,000	
	避難者計			人	142,000	115,000	91,000	66,000	120,000	120,000	167,000	
	災害廃棄物					1,495,890	902,910	1,890,500	265,650	605,180	643,410	1,699,730
	津波堆積物											1,239,590

大項目	小項目		条件・定義	単位	対象地震					
					茨城県南部	茨城・埼玉県境	F1 断層	棚倉破砕層	太平洋プレート（北部）	太平洋プレート（南部）
ライフライン被害	電力	停電件数（停電率）	軒（％）	1,523,000（84％）	1,333,000（74％）	790,000（44％）	831,000（46％）	1,460,000（81％）	1,467,000（81％）	1,551,000（86％）
	上水道	断水人口（断水率）	人（％）	2,356,000（86％）	2,062,000（76％）	1,190,000（44％）	1,253,000（46％）	2,240,000（82％）	2,250,000（82％）	2,380,000（87％）
	下水道	機能支障人口（機能支障率）	人（％）	1,535,000（85％）	1,343,000（75％）	787,000（44％）	826,000（46％）	1,460,000（81％）	1,475,000（82％）	1,570,000（87％）
	都市ガス	供給停止戸数（供給停止率）	戸（％）	133,000（64％）	57,000（27％）	17,000（8％）	0（0％）	89,000（42％）	150,000（71％）	0（0％）
	通信（固定電話）	不通回線数（不通回線率）	回線（％）	401,000（83％）	349,000（72％）	222,000（46％）	232,000（48％）	390,000（81％）	387,000（80％）	410,000（85％）
交通施設被害	緊急輸送道路 （平面道路）	被害箇所数（揺れ）	箇所	27	19	11	9	23	22	24
		被害箇所数（津波）	箇所							10
	鉄道（在来線等）	被害箇所数（揺れ）	箇所	465	342	196	173	457	380	461
		被害箇所数（津波）	箇所							28

第2 龍ヶ崎市の被害想定結果

(1) 人的被害

想定した4種類の地震により、市域で発生すると考えられる最大の被害は次のとおり。

項目	被害	
死者数	冬 18 時	20 人
負傷者数	冬 18 時	220 人
重傷者数	冬 18 時	30 人
避難者数	冬 18 時	5,200 人
	冬 18 時	7,600 人（被災1週間後）
	冬 18 時	5,100 人（被災1ヶ月後）

(2) 建物被害

想定した地震による災害の建物被害は次のとおり。なお、被害数は大破棟数と中破棟数を足し合わせた数である。

項目	被害想定	
	全壊（火災被害は焼失）	半壊
液状化	30 棟	340 棟
揺れ	230 棟	1,700 棟
土砂災害	10 棟	10 棟
火災	520 棟	
合計	770 棟	2,000 棟

(3) 火災

想定した地震による最大の被害は次のとおり。

項目	被害想定	
火 災	(ア) 冬深夜	2.03 棟
	(イ) 夏 12 時	0.59 棟
	(ウ) 冬 18 時	4.21 棟

(4) ライフライン被害

想定した地震による最大の被害は次のとおり。

項目	被害想定							
	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
上水道管	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
	61,000	0.98	57,000	0.91	22,000	0.36	3,300	0.05
下水道管	機能支障人口	機能障害率	機能支障人口	機能障害率	機能支障人口	機能障害率	機能支障人口	機能障害率
	62,000	0.95	53,000	0.81	1,800	0.03	310	*
都市ガス	供給停止戸数	供給停止率	供給停止戸数	供給停止率	供給停止戸数	供給停止率	供給停止戸数	供給停止率
	15,000	1.00	14,000	0.92	6,800	0.46	0	—
LP ガス	100							
通信被害	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
	9,600	0.95	8,100	0.80	2,100	0.20	*	*

(5) 交通施設被害

項目	被害想定
緊急輸送道路	1 箇所
鉄 道	465 箇所

1-3-2 東日本大震災時における龍ヶ崎市の被害状況

第1 地震の概要

(1)発生日時：平成23年3月11日（金）14:46 地震規模：M9.0 震源地：三陸沖 観測震度：5 強
(2)発生日時：平成23年3月11日（金）15:15 地震規模：M7.7 震源地：茨城県沖 観測震度：5 弱

第2 被害状況

(1)人的被害 死者1名、中等症3名、軽傷2名																											
(2)建物被害 ア 住家 全壊1棟、大規模半壊24棟、半壊56棟、一部損壊7,723棟 (半壊以上の被害のうち液状化現象によるもの 大規模半壊19棟、半壊36棟) イ 非住家(物置等) 209棟 ウ その他(ブロック塀等) 248件																											
(3)ライフライン被害 ア 電気(停電・復旧状況)																											
<table><tr><td>月 日</td><td>時 刻</td><td>発災からの経過時間</td><td>停電軒</td><td>復旧軒数</td></tr><tr><td rowspan="2">3月11日</td><td>14:48</td><td>0時00分</td><td>43,800</td><td>0</td></tr><tr><td>18:00</td><td>3時間12分</td><td>16,900</td><td>26,900</td></tr><tr><td rowspan="2">3月12日</td><td>0:00</td><td>9時間12分</td><td>16,100</td><td>27,700</td></tr><tr><td>4:29</td><td>13時間41分</td><td>0</td><td>43,800</td></tr></table> ※都合により送電できなかった軒数を除く。【資料提供】東京電力パワーグリッド(株)龍ヶ崎支社					月 日	時 刻	発災からの経過時間	停電軒	復旧軒数	3月11日	14:48	0時00分	43,800	0	18:00	3時間12分	16,900	26,900	3月12日	0:00	9時間12分	16,100	27,700	4:29	13時間41分	0	43,800
月 日	時 刻	発災からの経過時間	停電軒	復旧軒数																							
3月11日	14:48	0時00分	43,800	0																							
	18:00	3時間12分	16,900	26,900																							
3月12日	0:00	9時間12分	16,100	27,700																							
	4:29	13時間41分	0	43,800																							
イ 上水道																											
<table><tr><td rowspan="3">市内ほぼ全域で断水</td><td>断水の主原因：茨城県が設置する送水管(直径700mm)が取手市押切付近で破損したため。この外、市内46箇所で破損有り。その他龍ヶ崎市内で46箇所の給水管・配水管の漏水有り。</td></tr><tr><td>破損確認時間：平成23年3月11日17時55分</td></tr><tr><td>修理完了時間：平成23年3月12日17時40分</td></tr></table>					市内ほぼ全域で断水	断水の主原因：茨城県が設置する送水管(直径700mm)が取手市押切付近で破損したため。この外、市内46箇所で破損有り。その他龍ヶ崎市内で46箇所の給水管・配水管の漏水有り。	破損確認時間：平成23年3月11日17時55分	修理完了時間：平成23年3月12日17時40分																			
市内ほぼ全域で断水	断水の主原因：茨城県が設置する送水管(直径700mm)が取手市押切付近で破損したため。この外、市内46箇所で破損有り。その他龍ヶ崎市内で46箇所の給水管・配水管の漏水有り。																										
	破損確認時間：平成23年3月11日17時55分																										
	修理完了時間：平成23年3月12日17時40分																										
ウ 下水道・水路 市内全域30箇所																											
エ 電話 通信規制により、繋がりにくい状態が約3日間程度続いた。																											
オ ガス 都市ガス・プロパンガスともに大きな被害はなし																											
(4)交通機関 ア 電車 JR常磐線 線路の被害多数有り。3月18日上野―土浦間 運転再開 関東鉄道龍ヶ崎線：発災直後から不通。3月12日11:30 運転再開 イ バス 特に大きな被害なし																											
(5)道路 市内152箇所が破損																											
(6)河川 小貝川堤防20箇所に堤防亀裂																											
(7)急傾斜地 崖崩れ 5箇所																											
(8)公共施設 ア 市本庁舎 天井の脱落等落下物多数 イ 学校施設 小学校11校(全13校)、中学校6校(全6校)で内外壁の破損・照明器具の脱落・昇降機設備破損等が有り																											
(9)液状化現象 大宮地区、馴染地区、川原代地区、北文間地区において、多数の液状化現象が発生した。																											

2-1-1 市が締結している災害協定一覧

○公的機関など

番号	協定の相手方	協定内容	締結年度
1	茨城県取手市	消防相互応援	昭和 57 年度
2	茨城県内全市町村	災害時における相互応援	平成 6 年度
3	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	霞ヶ浦飛行場周辺における航空事故等の連絡調整	平成 7 年度
4	竜ヶ崎郵便局	災害時における相互協力	平成 9 年度
5	静岡県裾野市	災害時に係わる相互応援	平成 19 年度
6	国土交通省関東地方整備局	災害時における情報連絡員の派遣	平成 22 年度
7	群馬県館林市	大規模災害時における相互応援	平成 24 年度
8	福島県相馬市	災害時等における相互応援	平成 24 年度
9	千葉県茂原市	大規模災害時における相互応援	平成 24 年度
10	牛久市・稲敷市・阿見町・利根町・河内町・美浦村、各市町消防団	稲敷地方広域市町村圏内の消防団の相互応援協定書	平成 27 年度
11	牛久市・稲敷市・阿見町・利根町・河内町・美浦村	稲敷地方広域市町村圏内市町村間における災害時相互応援に関する協定書	平成 28 年度
12	茨城県竜ヶ崎警察署	災害時における施設使用に関する協定書	平成 29 年度
13	福島県いわき市	原子力災害時における広域避難受入れ	平成 29 年度
14	茨城県ひたちなか市	原子力災害時における広域避難受入れ	平成 29 年度
15	新潟県三条市	災害時における相互応援協定	平成 30 年度
16	小貝川下流域構成市町村	大規模水害時の広域避難に関する協定	令和元年度
17	社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定	令和 5 年度

○民間企業・団体など

番号	協定の相手方	協定内容	締結年度
1	いばらきコープ生活協同組合	災害救助に必要な物資の調達	平成 11 年度
2	東日本電信電話(株) 茨城支店	NTT の通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用	平成 12 年度
3	(一社)龍ヶ崎市医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	平成 13 年度
4	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	災害時における飲料水等の提供	平成 18 年度
5	茨城県南地区電気センター協同組合	災害時等応急復旧工事等	平成 18 年度
6	龍ヶ崎市建設業組合	災害時等応急復旧工事等	平成 18 年度
7	学校法人日通学園流通経済大学	大規模災害時における協力体制	平成 19 年度
8	東京電力パワーグリッド(株)	停電時等における龍ヶ崎市防災行政無線の利用	平成 20 年度
9	龍ヶ崎市管工事業協会	災害時等応急復旧工事等	平成 20 年度
10	龍ヶ崎料理旅館飲食業組合連合会	災害時における炊き出し等	平成 20 年度
11	(社)茨城県トラック協会県南支部	災害時における物資輸送業務	平成 22 年度
12	龍ヶ崎市中心建設共同会	災害時におけるボランティア協力及び応急復旧工事等	平成 22 年度
13	茨城県石油商業組合牛久・龍ヶ崎支部	災害時における燃料優先供給等の協力	平成 23 年度
14	関東電気保安協会茨城事業本部	災害時における電気設備の復旧	平成 23 年度
15	LINE ヤフー (株)	災害に係る情報発信等	平成 23 年度
16	龍ヶ崎市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動	平成 23 年度
17	東日本旅客鉄道(株)水戸支社	地震等大規模災害に関する覚書	平成 23 年度
18	(株)アペックス	災害時における支援協力	平成 23 年度

19	(株) ランドロームジャパン	災害時における物資の供給協力	平成 24 年度
20	水郷つくば農業協同組合	災害時における支援協力	平成 24 年度
21	関東乳業 (株)	災害時における物資の供給協力	平成 24 年度
22	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給協力	平成 24 年度
23	(株) レンタルのニッケン 龍ヶ崎営業所	災害時における資機材調達の協力	平成 24 年度
24	東日本電信電話(株)茨城支店	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成 24 年度
25	茨城県高圧ガス保安協会江戸崎支部 竜ヶ崎部会	災害等の発生時における応急・復旧 活動の支援協力	平成 24 年度
26	土浦ケーブルテレビ (株)	災害時における放送等の協力	平成 24 年度
27	龍ヶ崎市建築技能者組合	災害時における応援協力	平成 25 年度
28	大和ハウス工業 (株) 竜ヶ崎工場	災害時における支援協力	平成 26 年度
29	(株) L I X I L ビバ	災害時における物資の支援協力	平成 26 年度
30	(株) オートリペアイトウ	災害時における支援協力	平成 26 年度
31	東京ガス(株)	災害に係る情報発信等	平成 26 年度
32	筑波都市整備 (株)	災害時における支援協力	平成 27 年度
33	茨城県弁護士会	災害時における法律相談業務	平成 27 年度
34	茨城県行政書士会	災害時における支援協力	平成 27 年度
35	(株) セブン - イレブン・ジャパン	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は 早期再開に関する協定	平成 27 年度
36	龍ヶ崎市薬剤師会	災害時の医療救護活動における薬剤師の派遣 に関する協定	平成 27 年度
37	東電タウンプランニング(株)茨城総 支社	地域貢献型電柱広告に関する協定	平成 27 年度
38	セッツカートン (株)	災害時における簡易ベッド等の調達に関する 協定	平成 28 年度
39	日立建機日本 (株)	災害時におけるレンタル資機材の優先供給 に関する協定	平成 28 年度
40	(株) LuckyFM 茨城放送	災害時における放送要請に関する協定	平成 28 年度
41	龍ヶ崎市電設業組合	災害時等応急復旧工事等に関する協定	令和元年度
42	(株) アクティオ	災害時における物資の供給に関する協定	令和元年度
43	ニッポン冷食 (株) 竜ヶ崎工場	災害時における物資の供給協力に関する協 定	令和元年度
44	(株) 栄林	災害時における支援協力に関する協定	令和 2 年度
45	(株) カインズ	災害時における生活物資などの供給協力に 関する協定	令和 2 年度
46	東京電力パワーグリッド (株)	災害時における停電復旧の連携等に関する 基本協定	令和 3 年度
47	(株) 諸岡	災害時における支援協力に関する協定	令和 3 年度
48	(株) カンセキ	災害時における生活物資などの供給協力に 関する協定	令和 4 年度
49	東京電力パワーグリッド(株)	災害時における停電復旧に係る応急措置の 実施の支障となる障害物等の除去等に関す	令和 4 年度

		る覚書	
50	(株)ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	令和5年度
51	プライムデリカ（株）龍ヶ崎工場	災害時における救援物資の提供に関する協定	令和6年度
52	日産自動車（株）・茨城日産自動車（株）	電気自動車を活用した脱炭素化及び地域の強靱化に関する連携協定	令和6年度

2-1-2 防災行政無線固定系拡声子局所在地一覧（令和4年4月1日現在）

局番号	屋外拡声子局名称	設置場所
1	龍ヶ崎市役所	茨城県龍ヶ崎市 3710
2	龍ヶ崎小学校	茨城県龍ヶ崎市 3316
3	出し山第二児童公園	茨城県龍ヶ崎市出し山町 72
4	横町中央	茨城県龍ヶ崎市 2921-3 付近
5	竜ヶ崎保健所	茨城県龍ヶ崎市 2983-1
6	緑町第一児童公園	茨城県龍ヶ崎市緑町 100-8
7	松並児童遊園地	茨城県龍ヶ崎市 4946
8	旧城南中学校	茨城県龍ヶ崎市 1736
9	市営富士見住宅	茨城県龍ヶ崎市奈戸岡 2-198
10	米町会館	茨城県龍ヶ崎市米町 3919
11	姫宮第二児童公園	茨城県龍ヶ崎市姫宮町 93
12	龍ヶ崎西小学校付近	茨城県龍ヶ崎市 8824-6 付近
13	龍ヶ崎第一児童遊園	茨城県龍ヶ崎市高砂 7516-2
14	高砂体育館	茨城県龍ヶ崎市 7053-1
15	直舢集会所	茨城県龍ヶ崎市 6104
16	大徳町上大徳	茨城県龍ヶ崎市大徳町 5337-2
17	深堀コミュニティセンター	茨城県龍ヶ崎市大徳町 880
18	永福寺	茨城県龍ヶ崎市大徳町 2315
19	大宮小学校	茨城県龍ヶ崎市大徳町 4945
20	大徳町久夫	茨城県龍ヶ崎市大徳町 3018-1
21	満願寺	茨城県龍ヶ崎市宮渚町 64-2
22	上佐沼中央	茨城県龍ヶ崎市大徳町 5040
23	千秋	茨城県龍ヶ崎市宮渚町 3219
24	北河原中央	茨城県龍ヶ崎市大徳町 7012
25	長沖新田町公民館	茨城県龍ヶ崎市長沖新田町 5
26	高須橋付近	茨城県龍ヶ崎市高須橋付近
27	須藤堀町集会所	茨城県龍ヶ崎市須藤堀町 1540
28	北文間運動広場	茨城県龍ヶ崎市長沖町 1490
29	豊田町集会所	茨城県龍ヶ崎市豊田町 762
30	小貝川豊田	茨城県龍ヶ崎市豊田町 1245 付近
31	豊田町根柄集会所	茨城県龍ヶ崎市豊田町 1749-1
32	羽黒公園	茨城県龍ヶ崎市南が丘 1 丁目 8
33	南が丘公民館	茨城県龍ヶ崎市南が丘 6 丁目 25-5
34	龍ヶ崎南高校北	茨城県龍ヶ崎市北方町 370
35	馴柴小学校	茨城県龍ヶ崎市若柴町 3135
36	佐貫第四児童公園	茨城県龍ヶ崎市佐貫 1 丁目 17-10
37	佐貫第二児童公園	茨城県龍ヶ崎市佐貫 4 丁目 9
38	浅間ヶ浦第一児童公園	茨城県龍ヶ崎市佐貫町 929-72
39	佐貫駅西	茨城県龍ヶ崎市佐貫町 523 付近

40	文化村児童公園	茨城県龍ヶ崎市若柴町 3320
41	昭和区会館	茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町 467-1
42	若柴八坂神社付近	茨城県龍ヶ崎市若柴町 824-2
43	竜ヶ崎警察官舎	茨城県龍ヶ崎市川原代町 6181 付近
44	川原代小学校	茨城県龍ヶ崎市川原代町 3518
45	知手集会所	茨城県龍ヶ崎市川原代町 3966
46	南中島街区公園	茨城県龍ヶ崎市南中島町 226-1
47	花丸会館	茨城県龍ヶ崎市川原代町 1282
48	城西中学校	茨城県龍ヶ崎市川原代町 710
49	県南水道配水管北	茨城県龍ヶ崎市川原代町 498-1
50	川原代町中郷	茨城県龍ヶ崎市川原代町 2204 付近
51	道仙田集会所	茨城県龍ヶ崎市川原代町 2800-1
52	サプラ付近	茨城県龍ヶ崎市小柴 1 丁目 1-1
53	松葉 6 丁目東	茨城県龍ヶ崎市松葉 6 丁目 24
54	松葉小学校	茨城県龍ヶ崎市松葉 2 丁目 9
55	松葉第二児童公園	茨城県龍ヶ崎市松葉 4 丁目 7
56	松葉 1 丁目西	茨城県龍ヶ崎市若柴町 1741
57	県南水道	茨城県龍ヶ崎市長山 1 丁目 5-2
58	長山中学校	茨城県龍ヶ崎市長山 3 丁目 1
59	長山小学校	茨城県龍ヶ崎市長山 5 丁目 7-1
60	長山第三児童公園	茨城県龍ヶ崎市長山丁 4 目 2-11
61	馴馬財産区会館	茨城県龍ヶ崎市馴馬町 2260-8
62	平台第二児童公園	茨城県龍ヶ崎市平台 5 丁目 10-20
63	平台 2 丁目西	茨城県龍ヶ崎市平台 2 丁目 1-4 付近
64	小柴第一児童公園	茨城県龍ヶ崎市小柴 3 丁目 6-9
65	中根台児童公園	茨城県龍ヶ崎市中根台 4 丁目 15-1
66	北竜台公園	茨城県龍ヶ崎市小柴 1 丁目 8
67	久保台小学校	茨城県龍ヶ崎市久保台 2 丁目 3
68	久保台第二児童公園	茨城県龍ヶ崎市久保台 3 丁目 19-13
69	行部内公園	茨城県龍ヶ崎市久保台 1 丁目 20
70	別所公民館	茨城県龍ヶ崎市別所町 33-2
71	女化稲荷	茨城県龍ヶ崎市若柴町 2240-1035 付近
72	若柴町長山前	茨城県龍ヶ崎市若柴町 2240-178
73	城ノ内第二街区公園	茨城県龍ヶ崎市城ノ内 2 丁目 13-4
74	貝原塚西公園	茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘 6 丁目 21-32 付近
75	八原小学校	茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘 1-22-4
76	藤ヶ丘第二街区公園	茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘 2 丁目 6-8
77	龍ヶ岡市民農園	茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘 4 丁目 7-11
78	八原八坂神社東	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 2036
79	松ヶ丘第一街区公園	茨城県龍ヶ崎市松ヶ丘 1 丁目 12-1
80	松ヶ丘第二街区公園	茨城県龍ヶ崎市松ヶ丘 2 丁目 17-24
81	松ヶ丘第三街区公園	茨城県龍ヶ崎市松ヶ丘 3 丁目 11-1

82	下羽原公民館	茨城県龍ヶ崎市羽原町 1373-2
83	上羽原公民館	茨城県龍ヶ崎市羽原町 1091-2 付近
84	東洋鍛工東	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 3048-5
85	女化公民館	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 3621
86	中貝原塚集会所	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 2951 付近
87	姫宮神社	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 3522
88	泉原口	茨城県龍ヶ崎市泉町 1592-6 付近
89	上泉集会所	茨城県龍ヶ崎市泉町 1814
90	下泉消防小屋	茨城県龍ヶ崎市泉町 2046-1
91	八代町上八代	茨城県龍ヶ崎市八代町 1984 付近
92	八代町中八代	茨城県龍ヶ崎市八代町 1337-3 付近
93	八代町下八代	茨城県龍ヶ崎市八代町 3262-1 付近
94	城ノ内第三街区公園	茨城県龍ヶ崎市松ヶ丘 3 丁目 11-1
95	城ノ内第五街区公園	茨城県龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 18-6
96	長峰西公園	茨城県龍ヶ崎市白羽 1 丁目 13-11
97	白羽第二街区公園	茨城県龍ヶ崎市白羽 3 丁目 12-28
98	長峰町	茨城県龍ヶ崎市長峰町 1240-3
99	半田町	茨城県龍ヶ崎市半田町 1263
100	上塗戸	茨城県龍ヶ崎市塗戸町 2175 付近
101	下塗戸	茨城県龍ヶ崎市塗戸町 4426
102	旧長戸小学校	茨城県龍ヶ崎市半田町 55
103	薄倉公民館	茨城県龍ヶ崎市薄倉町 1702
104	つくばの里工業団地	茨城県龍ヶ崎市向陽台 1 丁目 2 付近
105	つくばの里向陽台公園	茨城県龍ヶ崎市向陽台 3 丁目 5-1
106	湯ったり館	茨城県龍ヶ崎市板橋町 440
107	板橋町東	茨城県龍ヶ崎市板橋町 1678 付近
108	板橋用水機場	茨城県龍ヶ崎市板橋町 2129 付近
109	大塚公民館	茨城県龍ヶ崎市大塚町 2205
110	白羽第一街区公園	茨城県龍ヶ崎市白羽 2 丁目 11

2-1-3 M C A無線機一覧表

	設置施設	無線機 種別	番号	呼称名称	本部 G	出張所 G	学務 G	市民協働 G	備 考
1	防災安全課	指令局	999	対策本部	○				一斉通信
2	防災安全課	携帯型	101	101	○				
3	防災安全課	携帯型	102	102	○				
4	防災安全課	携帯型	103	103	○				
5	防災安全課	携帯型	104	104	○				
6	防災安全課	携帯型	105	105	○				
7	防災安全課	携帯型	106	106	○				
8	防災安全課	携帯型	107	107	○				
9	防災安全課	携帯型	108	108	○				
10	防災安全課	携帯型	109	109	○				
11	茨城県南水道企業団	携帯型	110	110	○				
12	西部出張所	半固定型	201	西部出張		○			
13	東部出張所	半固定型	202	東部出張		○			
14	龍ヶ崎消防署	半固定型	203	消防署					
15	市役所保健福祉棟	半固定型	301	保健福祉棟		○			
16	たつのこアリーナ	半固定型	301	アリーナ					
17	教育総務課	半固定型	500	教育総務課			○		
18	龍ヶ崎小学校	半固定型	501	龍小			○		
19	龍ヶ崎西小学校	半固定型	502	西小			○		
20	大宮小学校	半固定型	503	大宮小			○		
21	八原小学校	半固定型	505	八原小			○		
22	城ノ内小学校	半固定型	506	城ノ内小			○		
23	馴柴小学校	半固定型	507	馴柴小			○		
24	川原代小学校	半固定型	508	川原代小			○		
25	北文間運動広場	半固定型	509	旧北文間小			○		
26	松葉小学校	半固定型	510	松葉小			○		
27	長山小学校	半固定型	511	長山小			○		
28	馴馬台小学校	半固定型	512	馴馬台小			○		
29	久保台小学校	半固定型	513	久保台小			○		
30	龍ヶ崎中学校	半固定型	551	龍中			○		
31	旧城南中学校	半固定型	552	旧城南中			○		
32	城西中学校	半固定型	553	城西中			○		
33	長山中学校	半固定型	554	長山中			○		

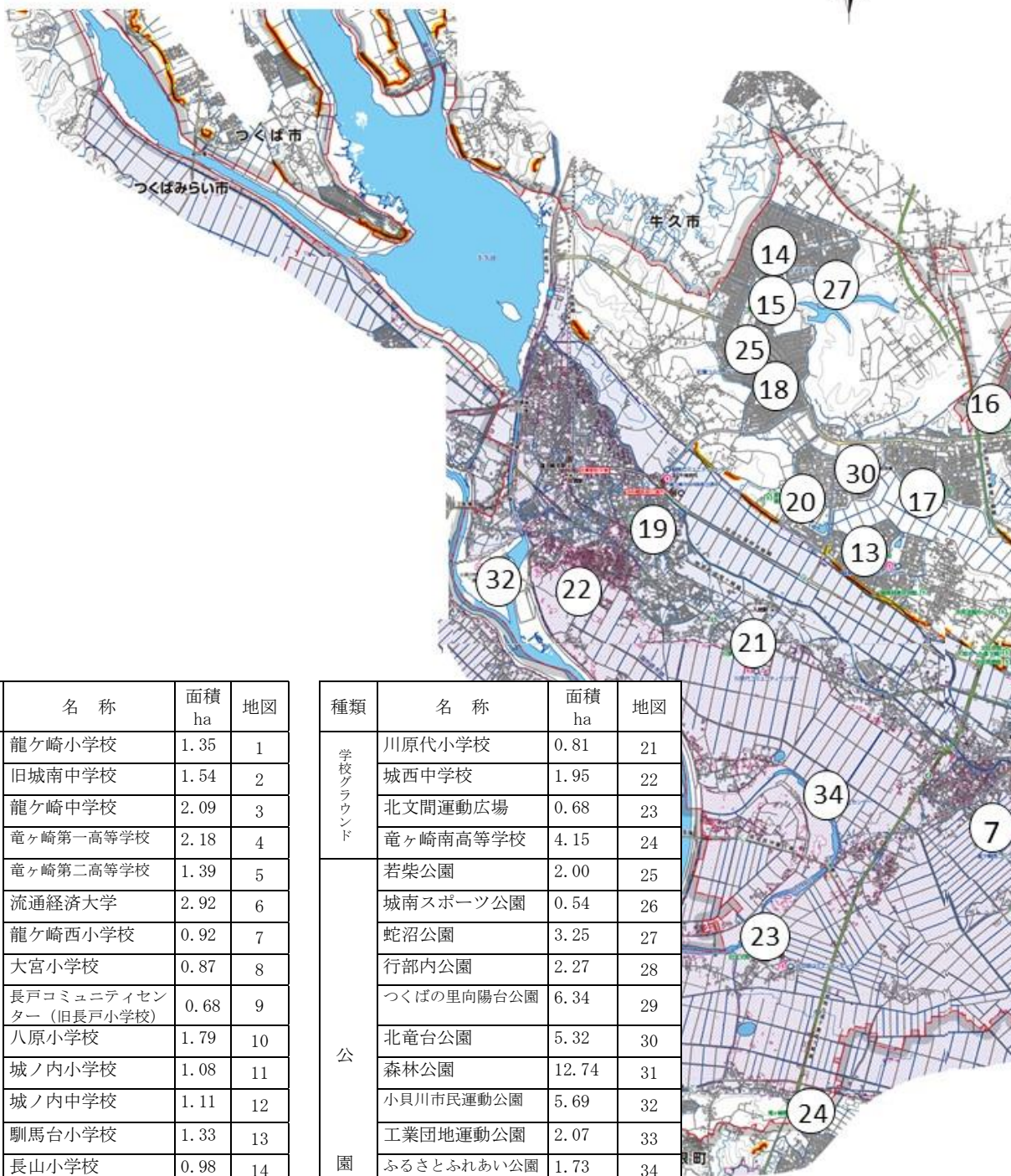
	設置施設	無線機 種別	番号	呼称名称	本部 G	出張所 G	学務 G	市民協働 G	備 考
34	中根台中学校	半固定型	555	中根台中			○		
35	城ノ内中学校	半固定型	556	城ノ内中			○		
36	八原保育所	半固定型	561	八原保育			○		
37	地域づくり推進課	半固定型	600	地域づくり 推進				○	
38	龍ヶ崎コミセン	半固定型	601	龍ヶ崎コ				○	
39	龍ヶ崎西コミセン	半固定型	602	龍西コ				○	
40	大宮コミセン	半固定型	603	大宮コ				○	
41	長戸コミセン	半固定型	604	長戸コ				○	
42	八原コミセン	半固定型	605	八原コ				○	
43	城ノ内コミセン	半固定型	606	城ノ内コ				○	
44	馴染コミセン	半固定型	607	馴染コ				○	
45	川原代コミセン	半固定型	608	川原代コ				○	
46	北文間コミセン	半固定型	609	北文間コ				○	
47	松葉コミセン	半固定型	610	松葉コ				○	
48	長山コミセン	半固定型	611	長山コ				○	
49	馴染馬台コミセン	半固定型	612	馴染馬台コ				○	
50	久保台コミセン	半固定型	613	久保台コ				○	
51	馴染馬財産区会館	半固定型	614	馴染馬財産区				○	

2-2-1 防災対策拠点地区の整備

地区名	施設名称	拠 点 整 備 方 針		
		備蓄拠点	災害時に使用する主な目的	整備のための留意事項
龍ヶ崎小学校区	龍ヶ崎小学校	主拠点	拠点避難所 (遺体安置所)	1. 流通経済大学と避難所開設のための事前協議が必要（連絡体制・開設基準・管理体制等） 2. 龍ヶ崎西小学校区からの避難者がある可能性が高いため、収容面積及び備蓄数量等に余裕を持たせておく必要がある。 3. 龍ヶ崎小学校を備蓄拠点として運用する。 4. 旧城南中学校及び龍ヶ崎中学校を補完的備蓄拠点として運用する。 5. 龍ヶ崎小学校は遺体安置所となっているが、高砂体育館を優先して使用する。
	龍ヶ崎コミュニティセンター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
	旧城南中学校	補完拠点	避難所	
	龍ヶ崎中学校	補完拠点	避難所	
	竜ヶ崎第一高等学校		避難所	
	竜ヶ崎第二高等学校		避難所	
	流通経済大学		避難所	
龍ヶ崎西小学校区	龍ヶ崎西小学校	主拠点	拠点避難所	1. 収容人員が不足する場合、龍ヶ崎中学校等龍ヶ崎小学校区の施設を避難所とする。 2. 龍ヶ崎西小学校は備蓄拠点として運用する。
	龍ヶ崎西コミュニティセンター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
	高砂体育館		遺体安置所 (避難所)	
大宮小学校区	大宮小学校	主拠点	拠点避難所	1. 大宮小学校を備蓄拠点として運用する。
	大宮コミュニティセンター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
旧長戸小学校区	長戸コミュニティセンター (旧長戸小学校)	主拠点	拠点避難所	1. 長戸コミュニティセンター (旧長戸小学校)を備蓄拠点として運用する。
	長戸コミュニティセンター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
八原小学校区	八原小学校	主拠点	拠点避難所	1. 八原小学校を備蓄拠点として運用する。
	八原コミュニティセンター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
城ノ内小学校区	城ノ内小学校	主拠点	拠点避難所	1. 城ノ内小学校を備蓄拠点として運用する。 2. 城ノ内中学校を補完拠点として運用する。
	城ノ内コミュニティセンター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
	城ノ内中学校	補完拠点	避難所	
馴馬台小学校区	馴馬台小学校	主拠点	拠点避難所	1. 歴史民俗資料については、独自の災害マニュアルを策定し、展示資料等の落下防止措置及び被災後の展示資料、飛散ガラス等の処理体制を整備する。 2. 馴馬財産区と避難所開設のための事前協議が必要（連絡体制・開設基準・管理体制等） 3. 馴馬台小学校を備蓄拠点として運用する。
	市民活動センター		避難所 (遺体安置所)	
	馴馬台コミュニティセンター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
	文化会館		避難所	
	歴史民俗資料館		他市町村からの応援者用宿舎	
	中央図書館		避難所	
	馴馬財産区会館		避難所	

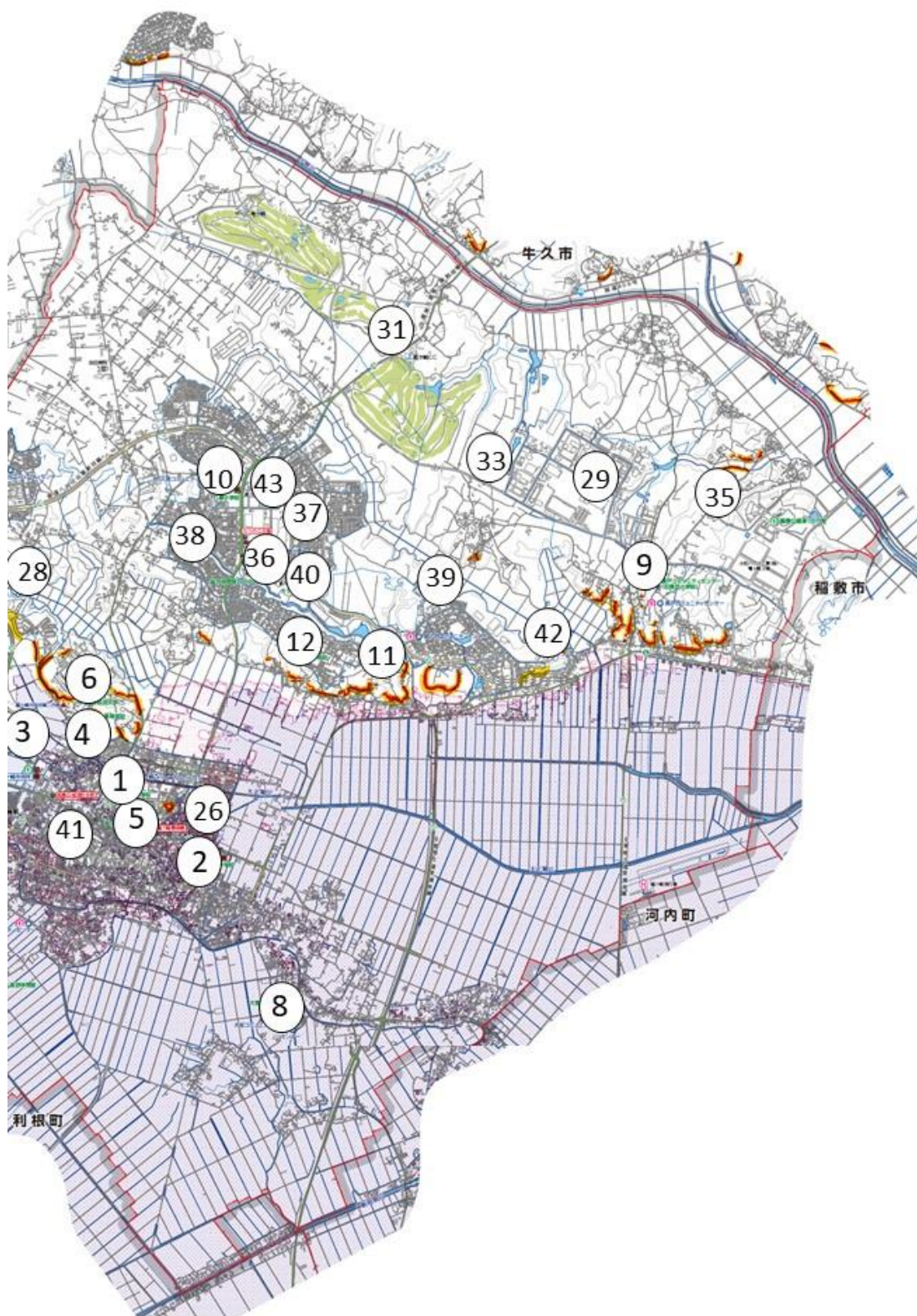
地区名	施設名称	拠点整備方針		
		備蓄拠点	災害時に使用する主な目的	整備のための留意事項
長山小学校区	長山小学校	主拠点	拠点避難所	1. 長山小学校を備蓄拠点として運用する。 2. 長山中学校を補完的備蓄拠点として運用する。
	長山コミュニティセンター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
	長山中学校	補完拠点	避難所	
久保台小学校区	久保台小学校	主拠点	拠点避難所	1. 久保台小学校を備蓄拠点として運用する。 2. 中根台中学校に補完的備蓄拠点として運用する。 3. 中根台中学校は遺体安置所となっているが、高砂体育館を優先して使用する。
	久保台コミュニティセンター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
	中根台中学校	補完拠点	避難所 (遺体安置所)	
松葉小学校区	松葉小学校	主拠点	拠点避難所	1. 松葉小学校を備蓄拠点として運用する。
	松葉コミュニティセンター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
馴柴小学校区	馴柴小学校	主拠点	拠点避難所	1. 愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校と、避難所開設のための事前協議が必要（連絡体制・開設基準・管理体制等） 2. 収容人員が不足する場合、松葉小学校区及び川原代小学校区の施設を避難所とする。
	馴柴コミュニティセンター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
	愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校		避難所	
川原代小学校区	川原代小学校	主拠点	拠点避難所	1. 川原代小学校を備蓄拠点として運用する。 2. 城西中学校を補完的備蓄拠点として運用する。
	川原代コミュニティセンター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
	城西中学校	補完拠点	避難所	
旧北文間小学校区	北文間運動広場	主拠点	拠点避難所	1. 竜ヶ崎南高等学校には、利根町から避難者として移動しうる可能性があるため、被災者保護の役割分担について利根町と協議しておく必要がある。 2. 北文間運動広場を備蓄拠点として運用する。
	北文間コミュニティセンター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
	総合福祉センター		避難所 避難行動要支援者用避難所	
	竜ヶ崎南高等学校		避難所	
その他の	森林公園	受入拠点	自衛隊宿舍	1. たつのこアリーナは災害対策本部・竜ヶ崎警察署代替施設となるため備蓄品や資機材等を整備する。また、応援物資受入れ拠点として運用する。 2. にぎわい広場は、市街地の避難場所として整備し、補完的備蓄拠点として運用する。 3. 地域福祉会館は災害ボランティアセンターとして運用し、災害ボランティアコーディネーター・リーダーを配置する。
	農業公園豊作村湯ったり館		避難所 入浴施設	
	市営斎場		火葬施設	
	たつのこアリーナ	補完拠点 応援物資 受入拠点	指定避難所 災害復旧支援者宿舍 災害対策本部代替施設	
	龍ヶ崎市総合運動公園陸上競技場メインスタンド1階	補完拠点	竜ヶ崎警察署代替施設	
	龍ヶ崎市総合運動公園野球場	受入拠点	緊急消防援助隊宿営場所	
	龍ヶ崎市総合運動公園野球場	補完拠点	龍ヶ崎消防署代替施設	
	にぎわい広場	補完拠点	避難場所 炊き出し等施設	
	地域福祉会館	主拠点	災害ボランティアセンター	
	旧市営住宅跡地		応急仮設住宅建設候補地	

2-2-2 指定緊急避難場所位置図



種類	名 称	面積 ha	地図
学 校 グ ラ ウ ン ド	龍ヶ崎小学校	1.35	1
	旧城南中学校	1.54	2
	龍ヶ崎中学校	2.09	3
	竜ヶ崎第一高等学校	2.18	4
	竜ヶ崎第二高等学校	1.39	5
	流通経済大学	2.92	6
	龍ヶ崎西小学校	0.92	7
	大宮小学校	0.87	8
	長戸コミュニティセンター（旧長戸小学校）	0.68	9
	八原小学校	1.79	10
	城ノ内小学校	1.08	11
	城ノ内中学校	1.11	12
	馴馬台小学校	1.33	13
	長山小学校	0.98	14
	長山中学校	1.24	15
	久保台小学校	1.22	16
	中根台中学校	1.19	17
	松葉小学校	1.47	18
	馴柴小学校	1.00	19
	愛国学園高等学校	3.60	20

種類	名 称	面積 ha	地図
学 校 グ ラ ウ ン ド	川原代小学校	0.81	21
	城西中学校	1.95	22
公 園 等	北文間運動広場	0.68	23
	竜ヶ崎南高等学校	4.15	24
	若柴公園	2.00	25
	城南スポーツ公園	0.54	26
	蛇沼公園	3.25	27
	行部内公園	2.27	28
	つくばの里向陽台公園	6.34	29
	北竜台公園	5.32	30
	森林公園	12.74	31
	小貝川市民運動公園	5.69	32
	工業団地運動公園	2.07	33
	ふるさとふれあい公園	1.73	34
	農業公園	8.43	35
	龍ヶ岡公園	13.2	36
	貝原塚東公園	1.03	37
	貝原塚西公園	1.11	38
	長峰西公園	1.10	39
	総合運動公園	12.2	40
	にぎわい広場	0.52	41
	長峰東公園	3.96	42
	市民健康の森	1.52	43



指定緊急避難場所位置図

2-3-1 ヘリコプター離着陸場候補地

NO	候補地	区 分	所在地	連絡先	管理者	備考
1	龍ヶ崎小学校	中型ヘリ	龍ヶ崎市 3316	62-0042		
2	龍ヶ崎西小学校	中型ヘリ	龍ヶ崎市 8810	64-3989		
3	大宮小学校	小型ヘリ	大徳町 4945	62-0055		
4	八原小学校	中型ヘリ	藤ヶ丘 1-22-4	62-0533		
5	城ノ内小学校	中型ヘリ	城ノ内 5-27	62-3160		
6	馴柴小学校	中型ヘリ	若柴町 3135	66-1559		
7	松葉小学校	中型ヘリ	松葉 2-9	66-4439		
8	長山小学校	中型ヘリ	長山 5-7-1	66-7092		
9	馴馬台小学校	小型ヘリ	平台 4-23-1	65-0088		
10	久保台小学校	中型ヘリ	久保台 2-3	66-7601		
11	川原代小学校	中型ヘリ	川原代町 3518	66-2737		
12	龍ヶ崎中学校	大型ヘリ	龍ヶ崎市 3777	62-1209		
13	城西中学校	大型ヘリ	川原代町 710	66-4157		
14	長山中学校	大型ヘリ	長山 3-1	66-1766		
15	中根台中学校	大型ヘリ	中根台 1-12	65-2270		
16	龍ヶ崎市森林公園	小型ヘリ	泉町 1966 他	60-1533	道路公園課	
17	若柴公園	小型ヘリ	松葉 6-1	60-1533	道路公園課	
18	長峰西公園	小型ヘリ	白羽 2-11	60-1533	道路公園課	
19	龍ヶ岡公園	大型ヘリ	中里 3-1	60-1533	道路公園課	
20	牛久沼水辺公園	大型ヘリ	稗柄町地内	60-1533	道路公園課	
21	ふるさとふれあい公園	大型ヘリ	高須町 4145	62-5176	社会福祉協議会	
22	龍ヶ崎市陸上競技場	大型ヘリ	中里 2-1-7	60-1564	スポーツ推進課	既登録
23	北竜台公園野球場	大型ヘリ	小柴 1-8-1	60-1564	スポーツ推進課	既登録
24	龍ヶ崎市小貝川市民運動公園（野球場）	大型ヘリ	川原代町 33-1	60-1564	スポーツ推進課	既登録
25	龍ヶ崎市小貝川市民運動公園（多目的広場）	大型ヘリ	川原代町 33-1	60-1564	スポーツ推進課	
26	龍ヶ崎市横田川運動公園（サッカー場）	小型ヘリ	平台 5-13	60-1564	スポーツ推進課	
27	龍ヶ崎市高砂運動広場（野球場）	小型ヘリ	龍ヶ崎市 7053-1	60-1564	スポーツ推進課	
28	龍ヶ崎市工業団地運動公園（野球場）	大型ヘリ	薄倉町 2364-1	60-1564	スポーツ推進課	
29	龍ヶ崎市羽原川運動公園（多目的広場）	大型ヘリ	久保台 1-20-1	60-1564	スポーツ推進課	
30	龍ヶ岡テニスコート駐車場	大型ヘリ	中里 3-1	60-1564	スポーツ推進課	
31	湯ったり館運動広場（芝生グラウンド）	大型ヘリ	板橋町 440 番地	60-1537	農業政策課	
32	流通経済大学 ラグビー場	大型ヘリ	平畑 120	64-0001	流通経済大学	
33	流通経済大学 サッカー場	大型ヘリ	平畑 120	64-0001	流通経済大学	
34	新中央航空株式会社	大型ヘリ	半田町 3177	62-1271	新中央航空(株)	
35	ザ・ゴルフクラブ竜ヶ崎	大型ヘリ	泉町原口 1592-77	64-0110	ザ・ゴルフクラブ 竜ヶ崎	

2-3-2 指定避難所一覧（地震災害時）

地区名	名 称	所在地	収容人員	電話番号
龍ヶ崎小学校区	龍ヶ崎小学校	龍ヶ崎市 3316	220	62-0042
	龍ヶ崎コミュニティセンター	龍ヶ崎市 488	140	62-8885
	旧城南中学校	龍ヶ崎市 1736	320	62-1665
	龍ヶ崎中学校	龍ヶ崎市 3777	300	62-1209
	竜ヶ崎第一高等学校	龍ヶ崎市 248	520	62-2146
	竜ヶ崎第二高等学校	龍ヶ崎市 3087	426	62-3078
	流通経済大学	龍ヶ崎市 120	547	64-0001
	龍ヶ崎市役所	龍ヶ崎市 3710	62	64-1111
	市役所保健福祉棟	龍ヶ崎市 3543	149	63-2660
龍ヶ崎西小学校区	龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市 8810	150	64-3989
	龍ヶ崎西コミュニティセンター	龍ヶ崎市 8897-1	129	64-0624
	高砂体育館	龍ヶ崎市 7053-1	251	64-5279
大宮小学校区	大宮小学校	大徳町 4945	120	62-0055
	大宮コミュニティセンター	大徳町 4901	126	64-8149
旧長戸小学校区	長戸コミュニティセンター （旧長戸小学校）	半田町 55	140	64-8193
	長戸コミュニティセンター	高作町 162-9	130	64-8193
八原小学校区	八原小学校	藤ヶ丘 1-22-4	120	62-0533
	八原コミュニティセンター	藤ヶ丘 1-21-14	129	64-8246
城ノ内小学校区	城ノ内小学校	城ノ内 5-27	230	62-3160
	城ノ内コミュニティセンター	白羽 1-5-2	134	62-3222
	城ノ内中学校	城ノ内 5-3	260	62-2372
馴馬台小学校区	馴馬台小学校	平台 4-23-1	200	65-0088
	市民活動センター	馴馬町 2445	190	62-0217
	馴馬台コミュニティセンター	平台 5-12-3	136	65-4040
	文化会館	馴馬町 2612	181	64-1411
	中央図書館	馴馬町 2630	66	64-2202
	馴馬財産区会館	馴馬町 2260-8	54	60-7511

地区名	名 称	所在地	収容人員	電話番号
長 小 山 学 校 区	長山小学校	長山 5-7-1	230	66-7092
	長山コミュニティセンター	長山 3-13-1	128	66-7285
	長山中学校	長山 3-1	250	66-1766
久 小 保 学 台 校 区	久保台小学校	久保台 2-3	250	66-7601
	久保台コミュニティセンター	久保台 4-1-12	128	65-4788
	中根台中学校	中根台 1-12	340	65-2270
松 小 葉 学 校 区	松葉小学校	松葉 2-9	140	66-4439
	松葉コミュニティセンター	松葉 5-1	132	66-7307
馴 小 柴 学 校 区	馴柴小学校	若柴町 3135	260	66-1559
	馴柴コミュニティセンター	馴柴町 21-1	277	66-7214
	愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校	若柴町 2747	832	66-0757
川 小 原 学 代 校 区	川原代小学校	川原代町 3518	130	66-2737
	川原代コミュニティセンター	川原代町 1665	128	66-7263
	城西中学校	川原代町 710	210	66-4157
旧 小 北 学 文 校 間 区	北文間運動広場	長沖町 1490	130	62-1525
	北文間コミュニティセンター	長沖町 813	130	64-8249
	総合福祉センター	川原代町 5014	178	62-5851
	竜ヶ崎南高等学校	北方町 120	485	64-2167
そ の 他	農業公園豊作村湯ったり館	板橋町 440	309	60-1126
	たつのこアリーナ	中里 3-2-1	1,036	60-1564

収容人数は、次により算出した。

- ・学校施設については、屋内体育館の床面積に 3 m²/人を除して算出した。
- ・その他施設については、避難可能な部屋の床面積に 3 m²/人を除して算出した。

2-3-3 龍ヶ崎市公共施設の井戸及び飲料水兼用防火水槽所在

	施設等の名称	住 所	施設管理連絡先	備 考
1	龍ヶ崎市役所庁舎	龍ヶ崎市 3710	0297-64-1111	○飲用可
2	第二庁舎	龍ヶ崎市馴馬町 3215	0297-62-5137	×飲用不可
3	龍ヶ崎小学校	龍ヶ崎市 3316	0297-62-0042	○飲料水兼用防火水槽
4	市営砂町住宅	龍ヶ崎市 5210-1	0297-60-1533	×飲用不可
5	城南スポーツ公園	龍ヶ崎市 1572 他	0297-60-1533	○飲用可
6	龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市 8810	0297-64-3989	×飲用不可
7	大宮小学校	龍ヶ崎市大徳町 4945	0297-62-0055	×飲用不可
8	長戸コミュニティセンター (旧長戸小学校)	龍ヶ崎市半田町 55	0297-64-8193	×飲用不可
9	農業公園豊作村	龍ヶ崎市板橋町 440	0297-60-1720	×飲用不可
10	農業公園湯ったり館	龍ヶ崎市板橋町 440	0297-60-1126	○飲用可
11	つくばの里向陽台公園	龍ヶ崎市向陽台 4-2-1・-2	0297-60-1533	○飲用可
12	森林公園	龍ヶ崎市泉町 1966 他	0297-60-1533	○飲用可
13	城ノ内小学校	龍ヶ崎市城ノ内 5-27	0297-62-3160	×飲用不可
14	城ノ内中学校	龍ヶ崎市城ノ内 5-3	0297-62-2372	×飲用不可
15	龍ヶ岡公園	龍ヶ崎市中里 3-1	0297-60-1533	○飲用可 飲料水兼用防火水槽
16	八原小学校	龍ヶ崎市藤ヶ丘 1-22-4	0297-62-0533	×飲用不可
17	たつのこフィールド	龍ヶ崎市中里 2-1-7	0297-60-1564	×飲用不可
18	たつのコスタジアム	龍ヶ崎市松ヶ丘 2-16-1	0297-60-1564	×飲用不可
19	龍ヶ岡市民農園	龍ヶ崎市藤ヶ丘 4-7-1	0297-64-0036	×飲用不可
20	歴史民俗資料館	龍ヶ崎市馴馬町 2448	0297-64-6227	×飲用不可
21	松葉小学校	龍ヶ崎市松葉 2-9	0297-66-4439	×飲用不可
22	長山小学校	龍ヶ崎市長山 5-7-1	0297-66-7092	×飲用不可
23	馴柴小学校	龍ヶ崎市若柴町 3135	0297-66-1559	×飲用不可
24	城西中学校	龍ヶ崎市川原代町 710	0297-66-4157	×飲用不可
25	西部出張所	龍ヶ崎市馴柴町 21-1	0297-66-5667	○飲料水兼用防火水槽
26	北文間運動広場	龍ヶ崎市長沖町 1490	0297-62-1525	×飲用不可
27	総合福祉センター	龍ヶ崎市川原代町 5014	0297-62-5851	×飲用不可
28	ふるさとふれあい公園	龍ヶ崎市高須町 4145	0297-62-7628	×飲用不可
29	ひまわり園	龍ヶ崎市高須町 4207	0297-64-2772	×飲用不可

コミュニティセンター防災井戸

	施設名称	住 所	施設管理連絡先	備 考
1	龍ヶ崎コミュニティセンター	龍ヶ崎市 488	0297-62-8885	○飲用可
2	龍ヶ崎西コミュニティセンター	龍ヶ崎市 8897-1	0297-64-0624	×飲用不可
3	大宮コミュニティセンター	大徳町 4901	0297-64-8149	×飲用不可
4	長戸コミュニティセンター	高作町 162-9	0297-64-8193	○飲用可
5	八原コミュニティセンター	藤ヶ丘 1-21-14	0297-64-8246	○飲用可
6	城ノ内コミュニティセンター	白羽 1-5-2	0297-62-3222	○飲用可
7	馴馬台コミュニティセンター	平台 5-12-3	0297-65-4040	○飲用可
8	長山コミュニティセンター	長山 3-13-1	0297-66-7285	○飲用可
9	久保台コミュニティセンター	久保台 4-1-12	0297-65-4788	○飲用可
10	松葉コミュニティセンター	松葉 5-1	0297-66-7307	×飲用不可
11	馴柴コミュニティセンター	馴柴町 21-1	0297-66-7214	○飲用可
12	川原代コミュニティセンター	川原代町 1665	0297-66-7263	○飲用可
13	北文間コミュニティセンター	長沖町 813	0297-64-8249	×飲用不可

3-1-1 災害時職員配備計画兼動員状況報告書

年 月 日 時 分					部 (部	班 課)
	確認	参集時刻	職 名	氏 名	班 名 変更後	備 考
1		:				
2		:				
3		:				
4		:				
5		:				
6		:				
7		:				
8		:				
9		:				
10		:				
11		:				
12		:				
13		:				
14		:				
15		:				

警戒体制：指定された部の部長、課長、課長が示した職員（総務部・都市整備部）

第一次非常体制：課長補佐以上、最優先の初動活動を担当する課の職

第二次非常体制：ほぼ全員

東海地震の警戒宣言発令 時の対応措置計画

第 1 章 総則

第 1 節 計画作成の趣旨

昭和 53 年 6 月 15 日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年 12 月 14 日に施行された。この法律に基づき、昭和 54 年 8 月 7 日、「東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8 程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずる恐れのある震度 6 弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の 6 県 170 市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。

さらに、平成 14 年 4 月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の 6 県 167 市町村から 8 都県、263 市町村（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に大幅に拡大された。（平成 21 年 4 月 1 日現在 8 都県 166 市町村）

一方、本県の地域は、東海地震が発生した場合、概ね県南部で震度 5 の弱い方、その他の地域は震度 4 以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかったため、県は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の作成及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、近年における都市部や開発地域への人口、産業の集中、建築物の高層化、交通の輻輳、石油類等危険物の集積などの状況からみて、震度 5 の弱い方の程度であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、龍ヶ崎市地域防災計画（地震災害対策計画編）の付編として「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」を作成した。

第2節 計画作成の基本方針

第1 基本的な考え方

- 1 警戒宣言発令時においても社会機能は極力平常どおり維持することとし、警戒宣言発令から東海地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に講ずべき次の対応措置を定めるものとする。
 - (1) 警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置
 - (2) 地震により被害の未然防止又は軽減を図るための事前措置なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置を講じるものとする。
- 2 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、鉄道、バス等区別を要するものについては、別途の措置を講じるものとする。
- 3 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるとされていることから対策の優先度を配慮するものとする。
- 4 地震発生後の災害応急対策は、龍ヶ崎市地域防災計画（地震災害対策計画編）により対処するものとする。

第2 前提条件

- 1 予想震度
東海地震が発生した場合、本県の地域は概ね県南部で震度 5 の弱い方、その他の地域は震度 4 以下の程度とする。
ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。

第3節 市及び関係機関が実施する事務又は業務の大綱

〔警戒宣言時（「東海地震注意情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定時を含む。）の対応措置に関するものとする。〕

第1 市

- 1 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- 2 災害応急対策実施の準備に関すること。
- 3 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- 4 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。
- 5 避難の指示に関すること。
- 6 警戒区域の設定及び立入制限・禁止及び又は撤去命令に関すること。
- 7 要応急保護者の保護に関すること。
- 8 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- 9 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

第2 市民等

1 公共団体、防災上重要な施設の管理者

- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関すること。
- (2) 自衛防災体制の確立に関すること。
- (3) 災害発生の予防措置に関すること。
- (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
- (5) 市が実施する地震防災応急対策の協力に関すること。
- (6) 避難に関すること。

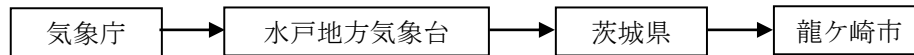
2 居住者等（居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体）

- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関すること。
- (2) 火気使用の自主的制限等による出火防止措置に関すること。
- (3) 初期消火の準備に関すること。
- (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
- (5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関すること。
- (6) 隣保共助による地域防災への協力に関すること。
- (7) 社会秩序維持の協力に関すること。
- (8) 避難に関すること。

第 2 章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第 1 節 東海地震注意情報等の伝達

第 1 伝達系統



第 2 伝達事項

- 1 東海地震予知情報
- 2 東海地震注意情報
- 3 東海地震に関連する調査情報（臨時）

第 2 節 警戒体制への準備

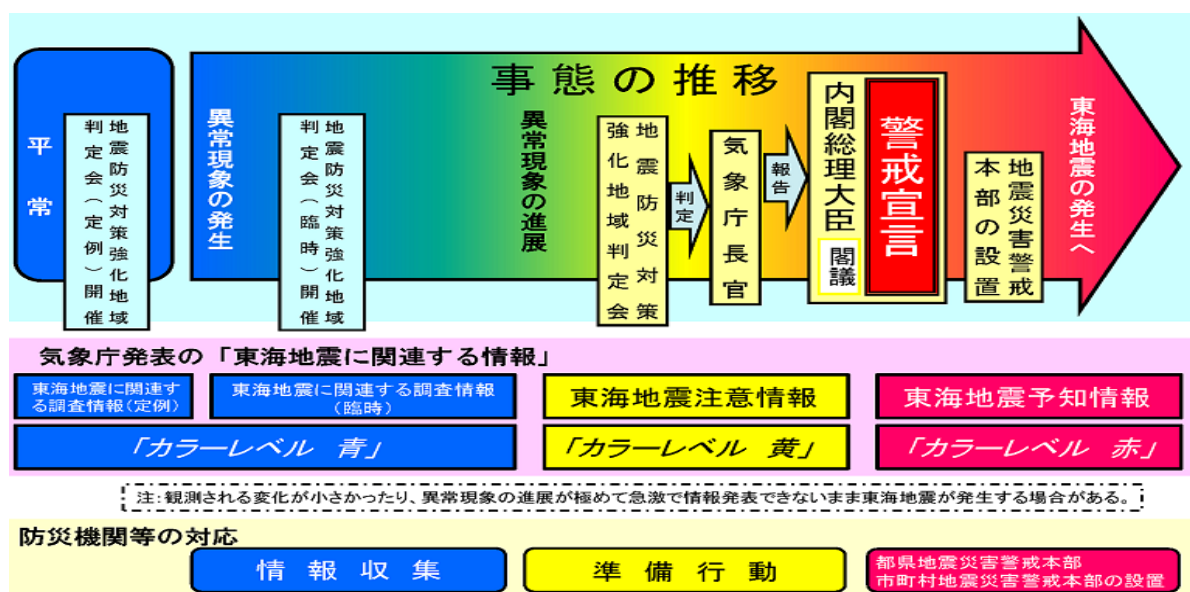
第 1 災害対策本部設置の準備

市は東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに警戒配備体制をとり、災害対策本部等の設置の準備及び必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制を整えるものとする。

主な事項は次のとおりである。

- 1 警戒宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達の準備
- 2 災害対策本部設置の準備
- 3 社会的混乱防止のための広報
- 4 その他必要な措置の準備

第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について



第2 東海地震に関する情報

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」でお知らせする。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。

東海地震に関連する情報の種類

情報名		発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第3 警戒宣言

警戒宣言は、警戒宣言、警戒態勢を執るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知に関する情報と、地震予知情報の内容を組み合わせたものに内閣府が作成して関係機関に通知されるものである。次に警戒宣言の例文を示す。

訓練東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を發します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6以上、その隣接地域では震度5程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

年 月 日

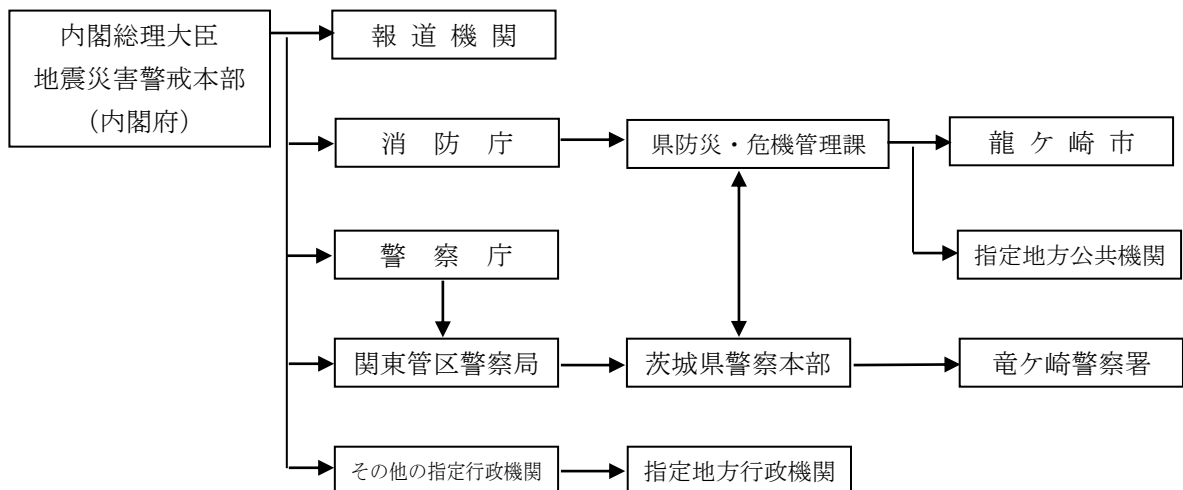
内閣総理大臣

第3章 警戒宣言発令時の対応措置

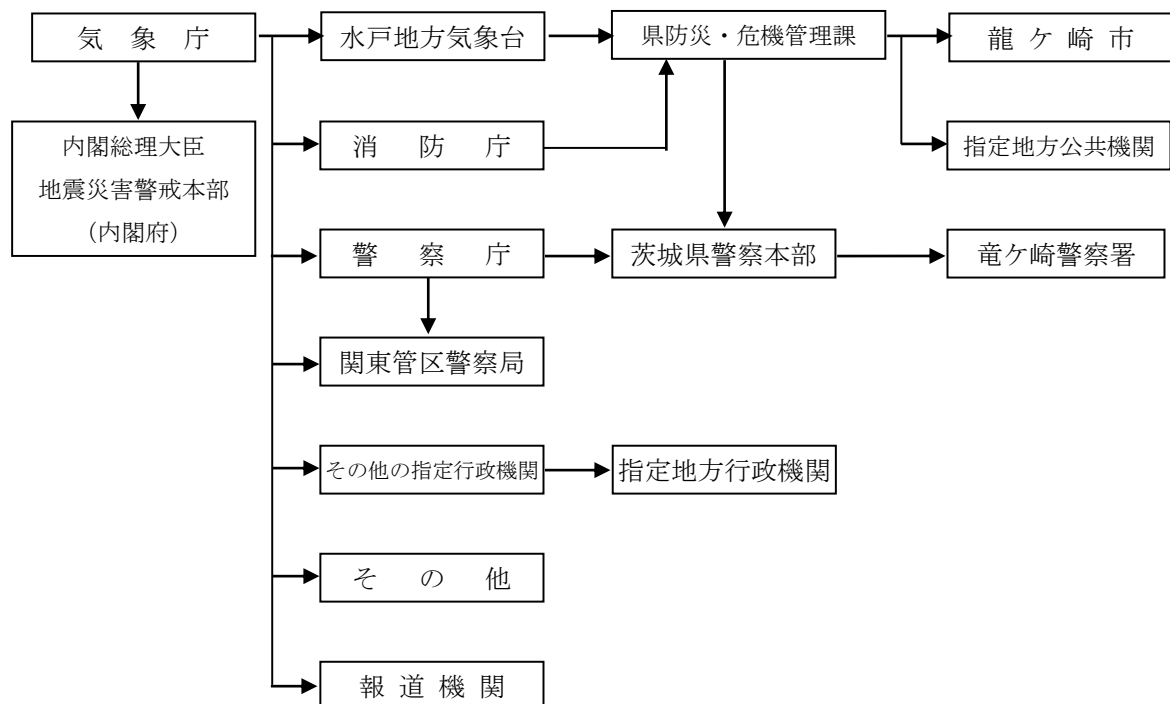
第1節 警戒宣言等の伝達

第1 伝達系統

1 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統



2 東海地震予知情報伝達系統

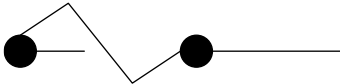


第2 伝達事項

- 1 警戒宣言
- 2 東海地震予知情報
- 3 警戒解除宣言
- 4 その他必要と認める事項

第3 市民等に対する警戒宣言の周知

- 1 市は警戒宣言の発令を了知した場合は、地震防災信号、広報車、茨城県防災ヘリコプター等によるほか、自治会組織、自主防災組織等を通じて市民等へ周知するものとする。
- 2 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則第4条）

警 鐘	サイレン
(5 点) 	(約 45 秒)  (約 15 秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

第2節 警戒体制の確立

警戒宣言の発令を了知した場合は、直ちに災害対策本部を設置し、第1配備体制をとる。
なお、夜間・休日の場合は、配備要員以外の職員は、即応できるよう自宅待機とする。

第3節 地震防災応急対策の実施

警戒宣言が発令されたときから東海地震が発生するまで、又は発生する恐れがなくなるまでの間において、災害発生 of 未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るために、茨城県、市、防災関係機関はもとより、一般市民にいたるまでそれぞれの責務を果たすとともに、相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努めるものとする。

第1 広報対策

警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、防災関係機関は協力を密にして、広報活動を実施するものとする。

1 市が行う広報

市は、茨城県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに市民等に対し、地域の実状に即した適切な広報を繰り返し行い、その周知徹底を図るものとする。

(1) 広報の内容

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- イ 市長から市民への呼びかけ
- ウ 事業所及び居住者等が緊急にとるべき措置
- エ 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- オ 混乱防止のための措置
- カ その他状況に応じて事業所又は居住者等に周知すべき事項

(2) 広報の実施方法

市は、広報車等によるほか自治会組織、自主防災組織等を通じて広報を行い、情報混乱が起らないよう十分配慮するものとする。

第2 消防、水防対策

警戒宣言が発令された場合、茨城県、市及び稲敷広域消防本部は、連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講ずるとともに、地震に起因する河川の堤防決壊等による浸水に備えて水防活動も併せて実施するものとする。

1 消防対策

市及び稲敷広域消防本部は、消防体制を確立するとともに防災関係機関と協力し、地域住民が実施する上記の地震防災応急対策の徹底が期せられるよう、広報又は巡回点検など必要な措置を講じるものとする。

2 水防対策

市は、防災関係機関等と連携をとり、浸水による災害の未然防止と被害の軽減を図るものとする。

主な措置は次のとおりである。

- (1) 水防体制の確立
- (2) 重要水防箇所の点検・監視
- (3) 水防資機材の点検・整備
- (4) 避難の指示及び誘導
- (5) その他必要な措置

第3 危険物等施設対策

警戒宣言が発令された場合、危険物の管理者、所有者、占有者（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止の必要な措置を講じ、安全確保に万全を期するものとする。

第4 公共施設対策

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、公共施設の管理者は、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講じるものとする。

第5 教育、医療、社会福祉施設対策

1 教育

(1) 学校

学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、児童生徒等の生命の安全確保並びに施設の安全管理に万全を期するものとする。

ア 警戒宣言の内容の周知徹底

(ア) 市長は、教育委員会を通じて管内に所在する学校長に対して、警戒宣言、東海地震予知情報及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。

(イ) 学校長は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに市及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を教職員に周知させるものとする。

(ウ) 教職員は、児童生徒等に警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を知らせ、適切な指示をする。

なお、この際児童生徒に不安・動揺を与えないよう配慮する。

イ 児童生徒等の安全確保

(ア) 授業の中止等

- ・警戒宣言が発令されたときは、授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- ・学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。
- ・校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡をとり、原則として直ちに帰校、帰宅又は待機の措置をとる。

(イ) 児童生徒等の保護及び安全な下校

学校長は、教職員に、児童生徒等の安全な場所への避難並びに名簿による氏名及び人数の確認を行なわせた上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させるものとする。

・幼稚園

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

・小中学校

あらかじめ実状に応じて定めた方法（通学班等）により帰宅させる。

なお、心身に障害のある児童生徒等については、緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

・高等学校

実状に応じて、適切な方法で帰宅させる。

なお、交通機関利用者については、交通機関運行状況等を把握の上、適切な方法で帰宅させる。

(ウ) その他

小学校及び幼稚園の児童生徒等で保護者が留守等の者は、学校及び幼稚園で一時保護し、直接保護者に引き渡す。

(エ) 登下校中又は在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置

- ・登下校中の場合は、直ちに帰宅し、家族と行動をともにする。
- ・在宅中の場合は、家族と行動をともにする。

ウ 学校施設の安全管理

(ア) 出火防止

二次災害を防止するため、電気及びガスの設備並びに下記使用場所や器具等の点検及び巡視を行う。

(イ) 消火器具及び設備の点検

防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。

(ウ) 倒壊及び落下防止

ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育館器具等を点検し、倒壊及び落下を防止する。

(エ) 非常時搬出物品の確認と準備

重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。

(オ) 薬品の管理

火災及び有毒ガス発生等の恐れのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保管庫に収納できないものについては、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。

エ 教職員の確保

学校長は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保するものとする。

オ 学校のとるべき事前措置

学校は、上記対策を適切に実施するため、あらかじめ次の措置を講じる。

(ア) 学校長は、この対策の実施方法について、実状に応じて具体的に定める。

(イ) 学校長は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに教職員の役割等について具体的に周知する。

(ウ) 教職員は、児童生徒に対して警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに児童生徒等の行動について、具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。

(エ) 学校長は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特に次のことについて協力を得る。

- ・警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置
- ・児童生徒等の登下校の具体的方法
- ・緊急連絡網の整備

(2) 学校以外の教育機関

学校以外の教育機関は、「(1) 学校」に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期するものとする。

2 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

(1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととするが、手術、検査等は医師が状況に応じて適切に対処する。

(2) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

(3) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。

(4) 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

(5) 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。

また、日本赤十字社（茨城県支部）が行う必要な措置は次のとおりである。

ア 被害者の収容及び診療ができるよう赤十字病院長に連絡し、体制の整備に努める。

イ 病院等に対して血液の供給が迅速かつ円滑に行われるよう血液センター長に連絡し、体制の整備に努める。

ウ 赤十字病院長に連絡し、医療救護班が迅速に出動できるよう体制の整備に努める。

3 社会福祉施設

(1) 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。

(2) 情報の収集・伝達

施設長等施設職員は、入所者の保護者や消防署、警察署、市災害対策本部等に連絡をとり、正確な情報の収集及び伝達を行う。

特に通園施設（中でも保育所）においては、警戒宣言が保育時間中に発令された場合、保護者からの引き取りの問い合わせ等が集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておくものとする。

(3) 消火活動の準備

危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置を行う。

(4) 救護活動の準備

救急医薬品の確保、救急救護所の設置等を行う。

(5) 応急物資の確保

食料・飲料水等の確保を行う。

(6) 安全指導

ア 設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要な動揺を与えないようにする。

イ 施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難場所に避難させる。

ウ 入所者の保護者への引継ぎは、原則として保護者が直接施設又は避難場所へ引き取りに着た場合にのみ行う。

第6 崖崩れ等危険区域対策

警戒宣言が発令された場合、市は関係機関の協力を得て次の措置講じ、災害の未然防止に万全を期するものとする。

1 地すべり防止区域、山崩れの危険が予測される区域等の点検を行う。

2 地すべり、山崩れ等の危険が予測される地区に対し、避難指示等の適切な措置を行う。

3 上記区域内で工事中のものがある場合は、工事又は作業関係者に対し、工事又は作業を中止し安全対策を講じるよう指示するとともに、工事箇所への立入り禁止等の措置をとる。

第7 生活物資対策

警戒宣言が発令された場合、市は茨城県・関係機関・事業者・団体及び市民の協力を得て、日常生活物資の著しい不足、価格の異常高騰等による経済生活混乱の未然防止に努めるものとする。

第4節 住民等のとるべき措置

警戒宣言が発令された場合、住民等は、東海地震に係る災害発生 of 未然防止又は被害の軽減を図るため、自ら又は協力して必要な措置をとるとともに、市長等が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。

第1 家庭

- 1 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。
また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- 2 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取り掛かること。
- 3 いざというときの身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止をとること。
- 4 火気の使用は自粛すること。
- 5 灯油等危険物やプロパンガスの安全対策をとること。
- 6 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- 7 身軽で安全な服装になること。
- 8 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- 9 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認すること。
- 10 自主防災組織は配置につくこと。
- 11 不要不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

第2 職場

- 1 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの措置をとること。
- 2 いざという身の置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- 3 火気の使用は自粛すること。
- 4 消防計画、予防規程などに基づき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- 5 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。
- 6 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- 7 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- 8 不特定かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- 9 正確な情報の把握に努めること。
- 10 近くの職場同士で協力し合うこと。
- 11 自家用自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

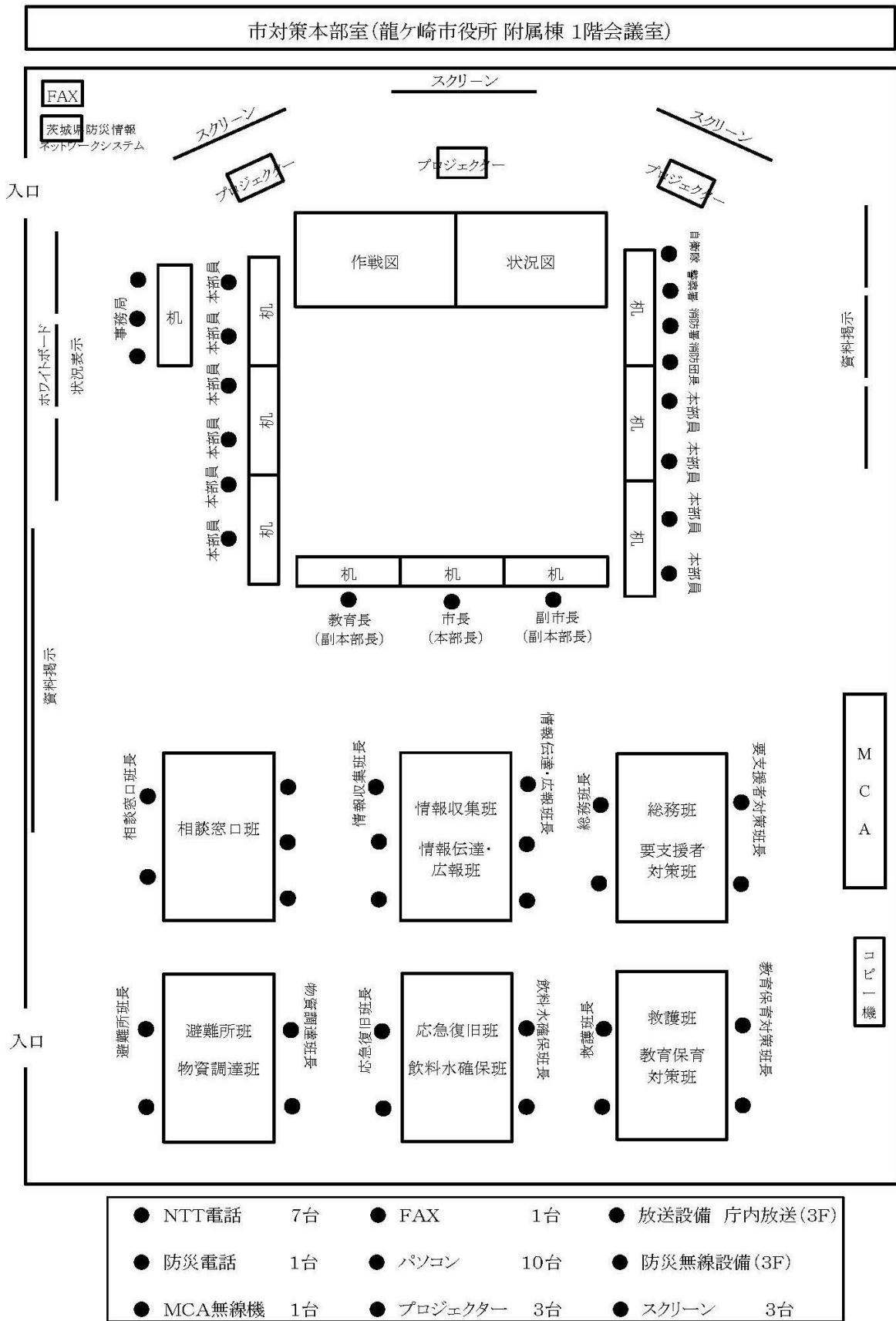
3-1-3 災害対策本部備品一覧・本部室配置例概要図

区分	担当班	使用資機材	摘 要
机・椅子等の配備	本部事務局	会議室等の常備品	
有線通信設備	本部事務局	管財課管理分 防災安全課管理分	設備のため要員確保、N T Tとの連絡
無線通信設備	本部事務局	防災行政無線固定系 防災行政無線移動系 MCA 無線	ケーブル等の準備
庁内放送設備	本部事務局	常設設備	
テレビ・ラジオ	本部事務局	防災安全課備品	アンテナ・フィーダーの準備
各種標示	本部事務局	防災安全課作成	本部室前面に「龍ヶ崎市災害対策本部」の標示をするほか、別記「本部室配置概要図」により標示する
印刷関係事務機	本部事務局 財政課	会計課備品	
管内大地図	本部事務局	防災安全課備品	
被害状況表示板	本部事務局	会議室等の常備品	
非常用発電	本部事務局	備品	

「本部室配置概要図（設備配置）」

通信設備 ●電話 7 台 ◎F A X 8 台 ○内線 20 台 ☆県防災無線電話 1 台 ★MCA 無線機（指令局） 1 台 （携帯局） 11 台	非常電源設備 発電機 2 台 照明 4 台 事務設備 パソコン 10 台 コピー機 1 台 プロジェクター 1 台
--	---

「本部室配置例概要図」



警 察 電 話 使 用 申 込 書

使用の理由	
通信事項	
発信者名住所 及び電話番号	
着信者名住所 及び電話番号	
処 置	利用又は利用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の受 信者名並びに連絡済みの時間を記入

年 月 日

○ ○ 警 察 署 長 殿

龍ヶ崎市長

(印)

(注) 本申込書は正、副の複写とし、市長氏名印は正のみとする。

3-2-2 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、家屋の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられる。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
 ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
 ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全機能のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため防災ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつかり、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3-2-3 被害報告関係（様式）
様式第1号

被 害 概 況 報 告 書

報告者氏名			報告日時	年 月 日		
				午前・午後 時 分現在		
報告内容	要救助箇所	家屋倒壊 土砂災害 火災 その他（ ）				
	交通情報	通行不能箇所（ ）				
	医療情報	診療不能医療機関（ ）				
情報入手先	警察 消防本部 消防団 工事事務所 市民 市職員（ ）課					
被害箇所	住宅地図					
要救助者氏名	歳 男・女 歳 男・女 歳 男・女 歳 男・女 歳 男・女 男 名、女 名					
被害の状況・その他必要事項						

避難概況報告書

報告者氏名			報告日時	年 月 日	
				午前・午後	時 分現在
避難所名	指定	小 学 校	龍ヶ崎 龍ヶ崎西 大宮 旧長戸 八原 城ノ内 馴馬台 長山 久保台 松葉 馴柴 川原代 旧北文間		
		中 学 校	旧城南 龍ヶ崎 城ノ内 長山 中根台 城西		
		コミュニティセンター	龍ヶ崎 龍ヶ崎西 大宮 長戸 八原 城ノ内 馴馬台 長山 久保台 松葉 馴柴 川原代 北文間		
		その他 公共施設	高砂体育館 文化会館 中央図書館 市民活動センター 総合福祉センター 湯ったり館 たつのこアリーナ 馴馬財産区会館 北文間運動広場		
		高校・大学	一高 二高 流経大 愛国学園 南高		
	指定外	名称 所在地 住宅地図			
避難人数 およそ 名					
うち重傷者 名、軽傷者 名					
負傷者の状況	転 送	緊急に必要 必要 名 不要			
	医師等の派遣	緊急に必要 必要 名 不要			
	必要な医薬品等				
その他必要事項等					

人・住家の被害報告書（速報、確定）																
No.																
年 月 日 時 分現在						受信時刻		月 日 時								
発信機関						発 信 者										
受信機関						受 信 者										
人の被害	死 者				人	住家の被害	床上浸水	棟 数			棟					
	行方不明				人				世帯数			世帯				
	負傷	重傷者						人		人 員			人			
		軽傷者					人		棟 数			棟				
住家の被害	全壊	棟 数				棟	床下浸水	世帯数			世帯					
		世帯数				世帯			人 員			人				
		人 員				人		非住家 の被害	全壊棟数			棟				
	半壊	棟 数				棟	半壊棟数			棟						
		世帯数				世帯	被害の発生状況									
		人 員				人										
	一部破損	棟 数				棟										
		世帯数				世帯										
		人 員				人										
	全焼	棟 数				棟						必要な応急対策				
		世帯数				世帯										
		人 員				人										
	半焼	棟 数				棟										
		世帯数				世帯										
		人 員				人										
	部分焼	棟 数				棟										
		世帯数				世帯										
人 員				人												

民生関係被害状況報告書

(1) 世帯構成員別被害状況

	年 月 日 時現在												
	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯	計	小学生	中学生
全壊（焼）													
流出													
半壊（焼）													
床上浸水													

注1 小学生、中学生のり災者については、でき得る限り被害程度別、学年別に報告すること。
学年別が直ちに把握できないときは追加報告として報告すること。

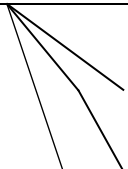
(2) 避難所設置報告

龍ヶ崎市				
避難所	開設年月日	開設期間見込	収容人員	開設場所

日

55

建築物被害状況報告書

1 被災市町村名								
2 災害種別		火災 ・ 風水害 ・ 震災 ・ その他				3 火災件数	件	
	4 被害区分	全焼・全壊・全流出		全焼・全壊・全流出		計		8 建築物の被害見積額 (千円)
	5 建物の数	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 (㎡)	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 (㎡)	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 (㎡)	
7 用途別	6 構造別							
住宅	木造							
		戸		戸		戸		
	その他							
		戸		戸		戸		
計								
	戸		戸		戸			
公共	木造							
	その他							
商業	木造							
	その他							
工鉱業	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
	木造							
	その他							
計								

注 イ 2、4 欄は該当文字を○で囲むこと。

ロ この被害は災害の種別ごとに作成のこと。

商工関係被害状況報告書

(単位 万円)

事 項			中小企業者	その他の事業者	計
建物、設備等の有形	全壊 (注 1)	件 数 損害額			
固定資産の被害	その 他の 破損	件 数 損害額			
事業協同組合、商工組合 の共同施設の被害 (注 2)	件 数				
	損 害 額				
製 品 仕 掛 品 原 材 料 の 損 壊 (注 3)	損害額				
小 計					
床 上 浸 水	戸 数				
床 下 浸 水	戸 数				
除雪、排水等の災害対策に要した経費					
その他災害の発生により生じた損害額(注 4)					
総 計					
復 旧 に 要 す る 費 用					

注 1 全流失、全埋没、全焼、その他被害程度においてこれらに類するものを含む。

注 2 事業協同組合、事業協同商組合若しくは、協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の共同施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害

注 3 流失、埋没、焼失、その他被害の程度においてこれらに類するものを含む。

注 4 季節的商品の出荷遅延による価値の減少類等

衛生関係被害状況報告書

送 信 地	市町村	月	日	時	分現在
受信者氏名		月	日	時	分

(1) 発生患者数

項目 地域名 病名		発 生 患 者 数				
		患 者	疑 似	保 菌 者	計	死 者

(2) 隔離病舎被害状況

病 舎 名	流 失	屋根破損	壁 脱 落	窓 硝 子	そ の 他

火 災 速 報

報告者

受報者

1 出火場所 市 町 丁目 氏名又は事業所名

郡 町村 番地

2 出火日時 月 日 時 分

3 鎮火日時 月 日 時 分

4 火元の業態及び用途

5 出火箇所及び出火原因

6 死者数

(1) 死 者 人 (氏名) (歳)

(2) 負傷者 人

7 死者の生じた理由

8 り災世帯数 世帯 人

9 焼損程度

(1) 焼損棟数 棟

(2) 焼損面積 m² (林野のときはアール)

10 消防活動状況

(1) 消防署 台 人

(2) 消防団 台 人

11 その他参考事項

公立学校被害報告書

調査年月日 年 月 日
 (金額単位 千円)

被害 学校名	被害 状 況										
	建 物							工作物被害金額	土地被害金額	施設被害金額	被害金額計
	要 新 築				要補修 大破以下	計					
	全壊		半壊			面積 ㎡	金額				
	面積 ㎡	金額	面積 ㎡	金額							
計 校											

その他の施設被害報告書

No. . 施設被害（速報、確定）					
年 月 日 時 分現在				受信時間	
発信機関				発 信 者	
受信機関				受 信 者	
全 般 的 被 害 状 況	種別 区分				計
	個所数				
	被害額	千円	千円	千円	千円
重 大 な 被 害 状 況	施 設 名				
	被害の程度				
	応急対応				
	復旧見込				
	被 害 額	千円	千円	千円	千円

3-2-4 被害の分類 認定基準

被害区分		判 定 基 準 等
人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重症) 1 カ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽症) 1 カ月未満で治療できる見込みの者
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より述べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付属している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とする。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然 2 世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍を 1 世帯として取扱う。）
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものであるとする。
	半 壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 宅 の 被 害	非 住 家	自家以外の建物でこの報告中他の被害か所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたものののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、コミュニティセンター、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田の流出・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

その他の	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用（昭和 39 年法律第 167 号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 条）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
火 災 発 生		火災発生件数については地震又は火山の噴火の場合のみ報告する。
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
そ の 他 の 公 共 施 設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、コミュニティセンター、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3-2-5 広報の例文

〔例文 1〕地震情報、余震情報の伝達文

【震度 4 程度の場合】

- ◎こちらは防災龍ヶ崎です。
- ◎ただいま地震がありました。
- ◎あわてて外にとび出すのは危険です。
- ◎落ちついてまず火の始末をしてください。
- ◎テーブルの下にもぐるなど、安全なところで、しばらく様子をみてください。
- ◎もう一度、火のもとをたしかめてください。
- ◎なお、新しい情報が入りしだいお知らせします。

【震度 5 以上の場合】

- ◎こちらは防災龍ヶ崎です。
- ◎ただいま大きな地震がありました。
- ◎あわてて外にとび出すのは危険です。
- ◎落ちついてまず火の始末をしてください。
- ◎テーブルの下にもぐるなど安全なところで、しばらく様子をみてください。
- ◎上から落ちてくるものや、倒れてくるものに、気をつけてください。
- ◎地震情報は、ラジオやテレビなどの放送を聞いてください。
- ◎今後、余震が予想されますが、余震は本震より弱いのが普通です。落ちついて行動してください。

〔例文 2〕被害の状況

- ◎これまでにわかった当市被害状況をお知らせします。
- 亡くなった方 ○人、行方のわからない方 ○人、重傷者 ○人、
軽傷者 ○人、全壊家屋 ○棟、半壊家屋 ○○棟
- ◎現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
- ラジオ等の情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動してください。

〔例文 3〕火災発生の状況

- ◎ ○○町付近で火災が発生しています。○○戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎現在、○○地区の火災は、（○○方面へ）燃え広がっています。
- 地域の住民の方は、直ちに○○へ（○○方面へ）避難してください。

〔例文 4〕交通の状況

- ◎現在、鉄道はすべて運転を見合せています。各鉄道機関では線路などの点検を行っています。まだ運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意してください。
- ◎現在、○○通りが○○のため車両の通行が禁止されています。市民の皆さん、自動車は使用しないでください。
- ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。
- ◎現在、○○鉄道は、○○～○○間で運転が一部再開されました。
- ◎現在、市内を運行しているバスは、○○通りを走っている○○交通の○○行きです。
- その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

〔例文 5〕 避難の準備の周知

◎現在、〇〇地区は〇〇のため危険な状態になりつつあります。いつでも避難できるように準備をしてください。避難する際の荷物は非常持ち出し品など最小限にとどめましょう。
◎市民の皆さん、避難の用意をしてください。〇〇町付近で火災が発生しています。飛び火に注意してください。お年寄りや子供さんは安全な〇〇公園へ早めに避難してください。

〔例文 6〕 救護対策の周知

◎負傷者の医療救護所が〇〇に設けられています。けがをされた方は〇〇に行ってください。
◎負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近でけがをされた方は（所在地）の〇〇病院に収容されています。

〔例文 7〕 り災者の避難収容場所の周知

◎避難所のお知らせをいたします。
被災者の避難所は、〇〇と〇〇に設置されています。お困りの方は直接避難所においでになるか、市役所にご相談ください。

〔例文 8〕 防疫保健衛生に関する注意

◎市民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。
また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けてください。食中毒症状の時は、竜ヶ崎保健所に連絡してください。

3-3-1 緊急に災害派遣を必要とする場合の連絡先

	部 隊 等 の 長 (所 在 地)		連絡責任者		電話番号
			課業時間内	課業時間外	
陸 上 自 衛 隊	東部方面総監部 (東京都練馬区大泉学園町)		防衛部長 (防衛課長)	運用当直長	048-460-1711 内線 時間中 2250、2251 時間外 2401
	第1師団長 (東京都練馬区北町 4-1-1)		第3部長 (防衛班長)	司令部当直長	03-3933-1161 内線 時間中 2230、2750 時間外 2708、2709
	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉 3433)		警備課長 (防衛班長)	駐屯地当直司令	029-274-3211 内線 時間中 233 時間外 302
	武器学校長 (土浦駐屯地司令) (稲敷郡阿見町青宿 121-1)		総務課長 (警備訓練班長)	駐屯地当直司令	029-887-1171 内線 時間中 226 時間外 300、302
	第1施設団長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見 1195)		第3科長	団当直長	0280-32-4141 内線 時間中 230、231 時間外 203
	関東補給処長 (霞ヶ浦駐屯地司令) (土浦市右舁町 2410)		警備課長	駐屯地当直司令	029-842-1211 内線 時間中 2410 時間外 2302
自 航 衛 隊 空	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里 170)		防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299-52-1331 内線 時間中 2231 時間外 2215
海 上 自 衛 隊	要 請 先	横須賀地方総監 (神奈川県横須賀市西逸見 町1丁目無番地)	第3幕僚室長	オペレーション室 当直幕僚	046-822-3500 内線 時間中 2213 課業外直通 046-822-3508
	派 遣 先	下総教育航空群司令 (千葉県柏市藤ヶ谷 1614)	運用幕僚	群当直	04-7191-2321 内線 時間中 213 時間外 220

[災害派遣要請の系統図]

通常の場合	市長 → 知事 → 自衛隊（施設学校長） 依頼（文書） 要請（文書）
緊急の場合	市長 → 知事 → 自衛隊（施設学校長） 依頼（電話等） ※電話等での要請後、速やかに文書を知事あてに提出する。
事態が急迫し 依頼する暇が 無い場合	市長 → 自衛隊（最寄の部隊） 通知 ※通知後、速やかに文書を知事あてに提出する。

3-3-2 自衛隊災害派遣要請・撤収（様式）

様式第1号

文 書 番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

機関・職・氏 名 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故
その他（ ）
- (2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分
- (3) 場 所
- (4) 被 害 状 況
- (5) 要 請 す る 理 由

- 2 派遣を希望する期間 自 年 月 日 時 分
至 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 県 市
- (2) 活 動 内 容

4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

様式第 2 号

文 書 番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

機関・職・氏名 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

令和 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤 収 期 日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

3-3-3 相互応援協定書等一覧

協定種別	要 請 事 項	関係市町村等
災害時の相互応援に関する協定	○被害及び被害が予想される状況 ○次のうち必要な品目及び数量 1. 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材 2. 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材 3. 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等 ○次のうち必要なものの職別人員 1. 医療職、技術職、技能職等の職員 ○応援の場所及び応援場所への経路 ○応援の期間 ○その他必要な事項	茨城県下 全市町村
災害時に係わる相互応援に関する協定書	○被害及び被害が予想される状況 ○必要とする資機材、物資等の品名及び数量等 ○必要とする職員の職種別人員 ○応援の場所及び当該場所への経路 ○応援の期間 ○その他必要な事項	静岡県 裾野市
大規模災害時における相互応援協定に関する協定書	○被害状況 ○物資等の品名、数量等並びに車両等の種類及び台数 ○応援を要する職員の役割及び人数 ○被災者の受入れ要請を行う場合は、被災者の人数、提供の期間等 ○応援の場所及び経路 ○応援の期間 ○その他必要な事項	群馬県 館林市
災害時等における相互応援に関する協定書	○被害の状況 ○被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、資機材及び車両の数量 ○食料、飲料水、その他生活必需品等の物資並びにそれらを供給するために必要な資機材及び車両の数量 ○被災者を一時収容するための施設の提供 ○応援の実施に必要な職員の職種、人数等 ○応援を受ける場所及び場所並びにそこまでの経路 ○応援を受ける期間 ○災害復興に対する支援内容 ○その他必要な事項	福島県 相馬市
広域消防相互応援協定書	○災害の状況 ○応援を要する人員車両、機械等の数 ○応援を必要とする場所 ○その他必要な事項	牛久市 利根町 河内町 取手市 稲敷市

消防相互 応援協定書	○災害種別 ○発生場所 ○所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種類員数 ○応援隊受領（誘導員配置）場所 ○その他必要な事項	取手市
災害対策基本法 第 67 条に規定す る応援	○災害状況 ○応援を要する救助の種別 ○応援を要する職別人員 ○応援を要する期間 ○応援場所 ○応援を要する機械、器具及び資材の品目並びに終了等 ○その他必要な事項	
災害時に係わる 相互応援に関す る協定書	○被害及び被害が予想される状況 ○必要とする資機材、物資等の品名及び数量等 ○必要とする職員の職種別人員 ○応援の場所及び当該場所への経路 ○応援の期間 ○その他必要な事項	新潟県 三条市

3-4-1 配車計画簿

別表 1

配 車 計 画 簿

輸 送 年 月 日	時 間	車 両 名	運 転 者	乗 車 員	目 的	備 考
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					

3-4-2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	電話 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5 とする。

3-5-1 避難所関係様式

様式第1号

避難所収容者名簿報告書

年 月 日

市災害対策本部長 殿

所在地
名称
管理者氏名

住 所	氏 名	年齢	備考（傷病等の状況を記入）

◎災害対策本部への連絡事項

避難所設置及び収容状況

年 月 日

市災害対策本部長 殿

所在地
名称
管理者氏名

1 避難所の名称

☐ 既存建築物 ☐ 野外仮設

2 開設期間中避難者人員

開設期日	避難実人員	避難延人員	備 考
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	

3 物品の使用状況

品 名	数量	備 考	品 名	数量	備 考

- (注) (1) 避難所の名称の内、□内にはレで記す。
 (2) 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。
 (3) 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用量を記入すること。

3-6-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」 早見表

救助の種類	対象	費用の限度額			期間	備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 災害時要援護者等「避難所」での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。			災害発 生の 日 から 7 日 以 内	1 「避難所」は、学校、コミュニティセンター等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。 2 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3 避難にあたっての輸送費は別途計上			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に供与するものとする。	1 設置にあたっては、原則として公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は民有地を利用することができる。 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる）。			災害発 生の 日 から 20 日 以 内	1 平均1戸当たり 5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上のものに供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を「応急仮設住宅」として設置できる。 3 供与期間 「応急仮設住宅」の完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条3項又は第4項に規定する期限までとする。 4 民間賃借住宅の借り上げを実施し、「応急仮設住宅」の設置に代えてこれら供与することができる。			
炊き出しその他の食品の給与	避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者。	主食、副食及び燃料費の経費とし、1人1日当たり 1,160円以内			災害発 生の 日 から 7 日 以 内	1 「炊出しその他による食品の給与」は、被災者が直ちに食することができる現物による。 2 被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、左記期間に3日分以内を現物により支給することができるものとする。			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることが出来ない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費			災害発 生の 日 から 7 日 以 内	水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とする。			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内（1世帯当たり）		災害発 生の 日 から 10 日 以 内		「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ・被服、寝具及び身のまわり品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・光熱材料			
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増ごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）」及び「柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）」に規定するあん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）において、「医療」（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災 害 発 生 の 日 から 14 日以内	1 「医療」は、次の範囲において行う。 ・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護 2 患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	災 害 発 生 の 日 から 7 日以内	1 「助産」は次の範囲内において行う。 ・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処理 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 2 妊婦等の移送費は、別途計上
災 害 に か か っ た 者 の 救 助	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災 害 発 生 の 日 から 3 日以内	1 「災害にかかった者の救助」のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費等 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の探索」として取り扱う。
災 害 に か か っ た 住 宅 の 応 急 修 理	住宅の半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分の修理のために支出できる費用 1 半壊または半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円 2 1 に掲げる世帯以外の世帯 595,000 円	災 害 発 生 の 日 から 1 ヵ月以内	「住宅の応急修理」は現物を持って行う。
生 業 に 必 要 な 資 金 の 貸 与	住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯。	1 生業費 1 件当たり 30,000 円以内 2 就職支度費 1 件当たり 15,000 円以内	災 害 発 生 の 日 から 1 ヵ月以内	1 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 2 「生業に必要な資金の貸与」には次の条件を付するものとする。 ・貸与期間 年以内 ・利子 無利子
学用品の給与	住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。	1 小学校児童及び中学校生徒 「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）」第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費。 2 高等学校生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費。 3 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災 害 発 生 の 日 から (教科書) 1 ヶ月以内 (その他の学用品) 15 日以内	1 「学用品の給与」は、被害実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ・教科書 ・文房具 ・通学用品 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災 害 発 生 の 日 か ら 10 日以内	1 「埋葬」は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給する。 ・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ・骨つぼ及び骨箱 2 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災 害 発 生 の 日 か ら 10 日以内	1 「死体の搜索」のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 災害発生後 3 日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）。	(死体の洗浄、縫合、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 (検案) 救護班以外は当該地域の慣行料金	災 害 発 生 の 日 か ら 10 日以内	1 「死体の処理」は、次の範囲内において行う。 ・死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ・死体の一時保存 ・検案 2 検案は原則として救護班 3 輸送費、人件費は、別途計上 4 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 137,900 円以内	災 害 発 生 の 日 か ら 10 日以内	「障害物の除去」のため支出する費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間以内	
費用弁償	災害救助法施行令第 11 条の規定による実費弁償 (災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者)	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 20,600 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師及び歯科衛生士 16,000 円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,800 円以内 救急救命士 15,300 円以内 土木技術、建築技術者、大工 16,700 円以内 大工 24,200 円以内 左官 24,900 円以内 とび職 23,900 円以内	救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間以内	1 時間外勤務手当及び旅費 別途に定める額とする。 2 災害救助法施行令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内。

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3-7-1 行方不明関係様式
様式第1号

行 方 不 明 搜 索 届 出 書

届出者住 所
氏 名
電 話

不明者の	本 籍				
	現住所				
氏 名					
性別・年齢		性別	男 ・ 女	年齢	歳
身 長					
着 衣					
特 徴 (具体的に)					

上記のとおり届出ます。

年 月 日

龍ヶ崎市災害対策本部長 殿
(市 長)

様式第2号

遺 體 処 理 台 帳

[illegible]

様式第 3 号

埋 葬 台 帳

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考
		氏名	年齢	死亡者 との関係	氏名	棺（付属品 を含む）	埋葬又は 火 葬 料	骨箱	計	
計		人								

4-1-1 義援金品関係様式
様式第1号

No. 年 月 日

義 援 金 品 受 領 書

殿

龍ヶ崎市災害対策本部長
(龍ヶ崎市長)

印

1. 金 額 円

2. 品 物 数 量

年 月 日に発生した災害に対し、上記の金品を確かに受領いたしました。

様式第 2 号

義 援 金 受 付 簿

[illegible]

様式第 3 号

義 援 物 資 受 付 簿

[illegible]

4-1-2 り災証明様式関係

様式第1号

り 災 者 調 査 原 票

調査番号

調査責任者氏名

(年 月 日現在)

世帯主氏名		住所		避難先							
被害の程度	全焼 全壊 流失 半焼 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 土砂流入有・無										
住家の状況	住 家	棟	m ²	非住家	棟 m ²						
	自家 借家 アパート (1 階 2 階以上) 下宿 (1 階 2 階)										
住民登録	有 無										
家 族 の 状 況	氏 名	性 別	年 齢	職 業	在学学校名及び学 年別	死亡	行方 不明	重傷	軽傷	要助産	備考
		男・女									
		男・女									
		男・女									
		男・女									
		男・女									
		男・女									
		男・女									
	(計 人)				小学生 人 中学生 人						
課税の状況	非課税 均等割 所得税	世帯類型	救助対象 (非保護 身障 老人 母子 要保護 その他) 救済対象外								
必要な救助	応急仮設住宅 住宅応急修理 資金の貸付 生活保護法適用 その他 ()										
決 裁	部 長	課 長	補 佐	係 長	グループ員						

様式第2号
様式第1号(第4条関係)

年 月 日

り災証明書交付申請書

龍ヶ崎市長 様

り災証明書の交付について、次のとおり申請します。

[illegible]

※ 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在、地番、床面積、構造、図面等といった情報を利用する場合があります(住家の居住者と所有者が異なる場合は、所有者がチェックすること。)

☐ 確認しました。

住家の所有者の記載欄(居住者と異なる場合に記載)

		年	月	日
住所				
氏名				印

以下は、記入しないでください。

添付書類	☐ り災状況が確認できる写真 ☐ り災場所の位置図 ☐ その他市長が必要と認める書類
本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 旅券 ☐ その他()

様式第3号
様式第3号（第5条関係）

り災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

被災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
(追加記載事項欄②)	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと（被災者生活再建支援金、災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

龍ヶ崎市長

4-1-3 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金

種別	対象者	支給又は貸付金額	支給又は貸付条件	根拠法令等
I 災害弔慰金の支給	1 支給対象災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による災害 2 支給対象者 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有していた者の遺族 3 支給条件 次の各号に該当する場合は支給しない (1) 死亡が故意又は重大な過失による場合 (2) 死亡した者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他で厚生労働大臣が定めるものが支給された場合	1 生計維持者が死亡した場合 500 万円 2 その他の者が死亡した場合 250 万円	1 遺族の範囲 (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡当時は同居又は生計をともにしていた者。また、(1)～(5)がいない場合に限る）	1 根拠法令等 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号） 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号） 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年龍ケ崎市条例第 26 号） 2 実施主体 (1) 実施主体 市 (2) 経費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4
II 災害障害見舞金の支給	1 支給対象災害 上記（I）-1 に同じ 2 支給対象者 災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害を負った者 3 支給制限 上記（I）-3 に準ずる	1 生活維持者が傷害を受けた場合 250 万円 2 その他の者が障害を受けた場合 125 万円		1 根拠法令等 （I）に同じ 2 実施主体 （I）に同じ
III 災害援護資金貸付け	地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得の合計が、次の額以上の者には貸付けられない。 (1) 同一の世帯に属する者が 1 人であるときは 220 万円 (2) 2 人以上であるときは 2 人の場合 430 万円 3 人の場合 620 万円 4 人の場合 730 万円 5 人以上の場合 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額 (3) 世帯の住居が滅失した場合は 1,270 万円	1 世帯主が 1 か月以上負傷した場合 (1) 家財の 1/3 以上が損害した場合 150 万円 (2) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250(350) 万円 (3) 住居の半壊 270(350) 万円 (4) 住居の全壊 350 万円 2 世帯主の負傷がない場合 (1) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円 (2) 住居の半壊 170(250) 万円 (3) 住居の全壊 250(350) 万円 (4) 住居の全体が滅失 350 万円 () は特別の事情がある場合	1 償還期間 10 年間とし、据置期間は、その内 3 年間（厚生労働大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合の据置期間は 5 年） 2 利率 年 1.5%（据置期間中は無利子）	1 根拠法令等 （I）に同じ 2 実施主体 (1) 実施主体 市 (2) 貸付原資負担 国 2/3 県 1/3
IV 災害見舞金の支給	1 支給対象災害 火災、風水害、震災、その他の自然災害 2 支給対象者 本市において住民基本台帳に記載されている被災者又は、葬祭を行う者 3 支給制限 災害救助法が適用され（I）（II）（III）の支給を受けた場合は、減額又は支給しないことがある。	1 死亡又は死亡したと推定されるとき 15 万円 2 負傷し、全治 3 か月以上の入院加療を要するもの 5 万円 3 住家の全焼又は全壊 10 万円 4 住家の半焼又は半壊 5 万円 5 住家の床上浸水 2 万円		1 根拠法令等 災害見舞金等支給条例（昭和 45 年龍ケ崎市条例第 27 号） 2 実施主体 市

4-1-4 『生活福祉資金貸付種類等一覧』

(令和4年12月1日現在)

資金種類		貸付対象世帯 ●			貸付限度額	据置期間	償還期限	利子
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯				
総合支援資金	生活支援費	●	-	-	貸付期間3月以内 ※2) 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円	6月以内 (※3)	10年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
	住宅入居費	●	-	-	400,000円			
	一時生活再建費	●	-	-	600,000円			
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	●	●	-	6月以内 (※3)	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	-		8年	
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●		7年	
		福祉用具等の購入に必要な経費	-	●	●		8年	
		障害者用自動車の購入に必要な経費	-	●	-		8年	
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●		10年	
		負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	-	●		5年	
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●		5年	
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●		7年	
		冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●		3年	

	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3 年	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3 年	
	その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3 年	
	緊急小口資金	●	●	●	100,000 円	2 月以内 (※3)	12 月	無利子
教育支援資金	教育支援費	●	-	-	高校 月額 35,000 円 高専 月額 60,000 円 短大 月額 60,000 円 大学 月額 65,000 円	卒業後 6 月以内	20 年	無利子
	就学支度費	●	-	-	500,000 円			
型不動産 生活資金担保	不動産担保型生活資金	●	-	●	土地の評価額の 7 割 月額／300,000 円	契約終了後 3 月	据置 期間 終了時	年 3%又は長期プライムレート のいずれか低い方
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	●	-	●	居住用不動産の評価額の 7 割 月額／保護の実施機関が定めた額			

※1 原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。

なお、総合支援資金については、生計中心者の失業等によって一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯を貸付対象とする。

※2 総合支援資金のうち生活支援費の貸付期間は原則として 3 月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては最長 12 月まで延長することができる。

※3 災害を受けたことによる貸付の場合には、災害の状況に応じ、貸付の日から 2 年を超えない範囲内で据置期間を延長することができる。

4-1-5 被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

番 号
年 月 日

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事

殿

市町村長名

印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第 1 条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
災害の原因及び概況					
被害の状況 災害発生場所 (町・字名)	人口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世 帯 数	備 考
	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注 1：被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 1 号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。

注 2：被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 2 号～5 号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。

4-1-6 激甚災害基準

〔激 甚 災 害 指 定 基 準（本激）〕

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第3条 （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 （B基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
法第5条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （B基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
法第6条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	(1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 又は (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
法第8条 （天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮。 （A基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （B基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第 11 条の 2 (森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ) > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門) 推定額×100 分の 5 (B 基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門) 推定額×100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門) 推定額×100 分の 60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門) 推定額×100 分の 1
法第 12 条、13 条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額(第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。) ×100 分の 0.2 (B 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の 2 (2) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 1,400 億円 ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
法第 16 条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、 第 17 条 (私立学校施設災害復旧事業の補助)、 第 19 条 (市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)、 法第 22 条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。 次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 4,000 戸以上 (B 基準) 次の 1、2 のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 2,000 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 10%以上 2 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上
法第 24 条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害。 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

〔局 地 激 甚 災 害 指 定 基 準〕

激甚災害法適用 条項	指定基準
第2章（第3条） （第4条） 公共 土木施設災害復 旧事業等に関する 特別の財政援助	（1）次のいずれかに該当する災害 ① （イ）当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 ＞当該市町村の標準税収入×50%（査定事業費が1千万円未満のものを除く。） （ロ）当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設 災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公 共施設災害復旧事業費等の査定事業額 ＞当該市町村の標準税収入×20% （ハ）当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村当該市町村が負 担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 ＞当該市町村の標準税収入×20%＋（当該市町村の標準税収入-50億円）×60% た だし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満であ る場合を除く。 ②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに 該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のも のを除く。）
第5条 農地等の災 害復旧事業等に 係る補助の特別 措置	（2）次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額から見て①に掲げる災害に明らかに該 当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のもの を除く。）
第6条 農林水産業 共同利用施設災 害復旧事業の補 助特例	第5条の措置が適用される場合。 ただし、上記に該当しない場合であっても、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の 農業被害額を超え、かつ 当該市町村内の漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額×10%に該当する場合（漁船 等の被害額が1千万円未満のものを除く。）、水産業共同利用施設に係るものに限り適用す る。 ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円 未満である場合を除く。

第 11 条の 2 森林 災害復旧事業に 対する補助	(3) 当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） ＞ 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く。）かつ (1) 大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha 又は (2) その他の災害にあっては、要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
第 12 条 中小企業 信用保険法によ る災害関係保証 の特例	(4) 中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が 1 千万円未満のものを除く。）ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
第 24 条 小災害債 に係る元利償還 金の基準財政需 要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。

4-1-7 激甚法により財政援助等を受ける事業

激甚法により財政援助等を受ける事業

I 公共土木施設災害復旧事業等 に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅災害復興事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 (14) 湛水排除事業
II 農林水産業に 関する特別の助成	(1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
III 中小企業に 関する特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (3) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
IV その他の財政援助 及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付 (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例 (5) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例 (6) 水防資材費の補助の特例 (7) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の災害復旧事業に対する特別の財政援助

5-1-1 関連する計画・マニュアル

計画：6 個 マニュアル：11 個

関連する地域防災計画	関連する計画・マニュアル	備考
地域防災計画 (地震災害対策計画編)	東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画	龍ヶ崎市地域防災計画 (地震災害対策計画編 資料編) 3-1-2
	龍ヶ崎市職員地震災害時初動マニュアル	
	龍ヶ崎市地区活動拠点運営マニュアル	
	龍ヶ崎市業務継続計画 (別冊 龍ヶ崎市災害時受援計画)	
	龍ヶ崎市災害対策本部班別初動対応 マニュアル	
	龍ヶ崎市災害時保健活動マニュアル	
	龍ヶ崎市 自主防災組織 防災訓練実施 マニュアル	
	龍ヶ崎市災害時要支援者避難支援プラン マニュアル (支援者用)	
	龍ヶ崎市災害時医療救護所開設マニュアル	
	地区防災計画ガイドライン	
	自主防災組織活動マニュアル作成の手引き	
	避難所運営マニュアル	
	龍ヶ崎市災害時要支援者避難支援プラン	
地域防災計画 (一般災害等対策計画編)	小貝川・利根川洪水避難計画 (別冊 住民向け避難行動マニュアル)	龍ヶ崎市地域防災計画 (一般災害等対策計画 編 資料編) 3-2-1
	いわき市原子力災害広域避難計画に基づく 龍ヶ崎市広域避難受入計画	
	龍ヶ崎市土砂災害避難指示等対応マニュアル	
	龍ヶ崎市雪害対応計画	
	龍ヶ崎市業務継続計画 (別冊 龍ヶ崎市災害時受援計画)	
	龍ヶ崎市災害対策本部班別初動対応 マニュアル	
	龍ヶ崎市災害時保健活動マニュアル	
	龍ヶ崎市 自主防災組織 防災訓練実施 マニュアル	
	龍ヶ崎市災害時要支援者避難支援プラン マニュアル (支援者用)	
	龍ヶ崎市災害時医療救護所開設マニュアル	
	地区防災計画ガイドライン	
	自主防災組織活動マニュアル作成の手引き	
	避難所運営マニュアル	
	龍ヶ崎市災害時要支援者避難支援プラン	

※ は地域防災計画（地震災害対策計画編）・地域防災計画（一般災害等対策計画編）に重複。